

行為と弁明——プライバシーと公共性（2）

田村元彦

はじめに

- 一 「父の不在」とセキュリティ
- 二 行為と弁明（以上、法学論集第三五卷第一・二号）
- 三 システムとしての恐怖
- 四 秘密と嘘と社会システム（以上、本号）

「……、そういう質問をする人に限って、だってこれは君自身の物語だろう、君自身のことは君がいちばんよくわかっているはずじゃないか、なんて言ったりする。それって物語について、というか人間について何か勘違いしてるんじゃないかな。語ることで、君は君自身から隔たってしまうんだよ、よくも悪くもね。嘘だと思ったら、君もやってみるといい。だけどそうは言っても、そうやって語って、自分自身から離れてみることでしか、自分に近づく道はない気もする。よくわからないんだけどさ。」¹

三 システムとしての恐怖

公共性とプライバシーとの関連を論じる場合、プライバシー権の主流的な解釈といえる「自己情報コントロール権」は、(後述するように)その前提である「自己決定」という選択行為に内在する困難によって立ち塞がれてしまう。この「自己決定」なる強迫観念めいた信憑を強く規定しつつもそれを実現不可能にしている拘束を相対化し解除していくために、われわれの「現にある公共性」のあり方を批判的に問い直すこと。それが本稿の課題である。

二〇〇三年八月二十五日、へ住基ネットへの第二次稼働が始まった。国民全員の個人情報コンピューターで一元管理するシステムの本格稼働である。その目前の八月一五日に長野県の田中康夫知事がポスト「脱ダム宣言」ともいえる「脱住基ネット」を宣言し、地方自治情報センターに委託している住基ネット事務の再検証(事実上の「離脱」などの4方針を示した。「長いものには巻かれぬ」とテレビで語った田中知事は、市町村のセキュリティ水準の不十分さ(「明白な危険性」)を侵入実験を通じて示すことで、へ住基ネットからの適法な離脱を市町村に促していく考えのようだ。^②とはいえ、現時点においては、すでに前稿で提出しておいたへ住基ネットの本質的な問題点(他者への配慮の喪失)に対して、新たにつけ加えなければならぬ論点はほとんどないと思われる。実際にも、プライバシーというある意味できわめて公共性が高い「新しい問題」^③を、「管制高地 commanding height」としての「公官」が社会(国民)をコントロールするといった従来型の公私論の枠組みで取り扱おうとする、総務省の執拗な姿勢にはまったく変化がない。

二〇〇三年五月に個人情報保護関連五法が成立するまでは、^④「住基ネット」から離脱していた自治体は五市区町で、横浜市がいわゆる「住民選択制」を採用していたのだが、法成立の後に離脱の方針を変えていないのは、福島県矢祭町と国立市だけである（杉並区は「横浜方式」を模索中）。最も精力的にこの問題に取り組んでいる新聞記者によると、^⑤総務省にとつて最も動揺が大きかったのは、横浜市に対してであり、「小さい自治体ならどこの誰かはすぐに分かるから、不審者は簡単にトレース（識別）できる。住基ネットはトレースが難しい、大都市でこそ有効だ。その意味では横浜市が全員参加していない影響は大きい」との某官僚による解説が紹介されている。しかも、地方分権を進めてきた中央―地方関係を再び見直し、「政府の指示に従わなかった自治体に対する強制力を持った措置を検討しておくべき」とのアナクロナ国家観が台頭しつつあることにも注意が必要のようである。スタートして一年経っても全自治体の参加の目処がたっていないのだが、^⑥反対運動の側も、市民や現場の自治体職員に根強い反対の声を有効に組織化することができなかった。^⑦反対論者は「現場の他者を弱者のイメージで例示する」戦術として、ドメスティック・バイオレンス（DV）やストーカーの被害者を引き合いに出し、想像上の共感や同情（道徳的な俗情）に訴えかけようとする。その戦術の有効性や妥当性を完全に否定するものではないが、この手つきにはどこか怪しげなところがあり、すぐに陳腐化してしまうくらいがある。また、有力な反対論者の一部がセキュリティへの不安を煽っていることで、逆に漠たる不安感と短絡的なセキュリティ志向を、世間に蔓延させる結果になってしまっている。^⑧

「多くの監視は、それが的確かどうかはともかく、良性のものとして歓迎され、無頓着に受け入れられている。とはいえ、脅威の感覚をかき立てる監視もある。今日では、監視が生ずるコンテキストの幅広さを反映して、監視に対する可能な限

りあらゆる対応が見られる。一般的にいえば、政府諸部局によるルーティン的な行政的監視は自明視される一方で、そうしたシステム内の誤作動や濫用は警戒心をかき立てる。自律性や自由を脅かすものとして危惧されるのである。防衛側の対応としては、「プライバシー保護」の試みや干渉からの自由の確保の試み、或いは場合によっては、報復の恐れなしに最大限の参加を確保しようとする試み等が挙げられる。^⑨

現在、「配慮」を擬態した「監視」社会が着実に構築されつつあり、このように実体そのものが不明な「空気」のようなものを背景に、「正統性根拠を問われることのないまま」成立してしまう、きわめて「日本的な」（当然のことながら、留保付きで用いる）行政権力のあり方については、かつて以下のような、日本的な「公」の「おほやけ構造」として論じたことがある。^⑩日本では一貫して「公」はある一定範囲内における局所的なものであり、マクロな国家の領域のなかに複数の「公」が併存しており、その時々状況に応じて「公」が認定されるというような、*ad hoc*で恣意的な操作にさらされやすいものである。また「公」の対立概念とされる「私」も、それに相応して読み替えられるような恣意性に強く規定されている。ある「場」における文脈を前提とする思考は、特異な論理構造をもたらししているのである。^⑪すなわち、「おほやけ構造」において個人はきわめて相対的な自己構造をもつために、柔軟かつ多層的に「場」が存在し、(ある時間ごと)に切り出された)それぞれの「場」における役割・ポジションの確立とその維持(役割の遂行とその精緻化)が優先される。そのために、それぞれの「場」における論理的整合性(一時的な脈絡)が重視され、「場」と「場」の間での整合性は重視されないどころか、「意識されない」「場」の外を見ない)ことさえある。^⑫またそうした不整合(矛盾)は「方便」として十分認識されつつも、看過されてしまうのである。

「ad hocで恣意的な操作にさらされやすい」というのも、「場当たり」という言葉が示すように、きわめてフレキシブルに、完結した「場」から次の「場」へと移動しているためであり、江戸時代的な「連」の思考の如き「対象を相対化する過程での「脈絡のない脈絡意識」¹³⁾が想起される。

さらに述べれば、このような「おほやけ構造」の規範の二重性は、①「集合体の側は、上位でもあれば、対等でもある」、②「成員（である個人）の側は下位でもあれば、対等でもある」という二つの正統性根拠の併存に由来し、最終的にその調整は、その都度の方関係に依存している。これは論理性の欠如というよりは、「論理の整合性をとる境界」に対する認識の違いやポリシーの一貫性に対する感度の低さにもとづくものである。その結果、選挙制度や「住基ネット」に関する議論などに典型的に見られるように、理念についての考慮や制度が具体的に適用される個人に対する配慮 care を閑却し、不当に技術的な議論に始してしまう傾向が強い。加藤秀治郎はこうした議論の組み立て方を「利害得失」論と呼び、「利害得失の対照表のようなものが掲げられ」、「どれも一長一短で、ベストのものはないのだから、それぞれ上手に組合せていくしかない、といった結論になりやすい」と批判している¹⁴⁾。しかし、逆に言えば、「おほやけ構造」においては、「制度の変更」で対応するのではなく、既存の固定的な役割構造を維持しながら変化に対応する「柔軟な運用」を志向しがちである¹⁵⁾。

現時点での反省ではあるが、こうした論じ方は、超歴史的な固有性のみ排他的に「公」の最終的な根拠を求めようとする社会記述を否定するあまり、「公」をめぐる言説の無根拠性、あるいはその虚構性を（戦略的な意図があったとしても）強調するに止まっており、恣意的な操作の根拠（超越的審級）となる「外部からの入力」については、国連活動による平和貢献を例示するだけであった¹⁶⁾。実際、日本の外交は一貫して「難題の切り抜け」、「場当たりの coping」という形態をとり、最低限

的・消極的・リスク回避の ad hoc な対応が「おおよけ構造」の機序そのものであり、その硬直性が逆に、外圧でなければ内部の利害が調整できない、外圧に反応的な「外圧反応国家 reactive state」¹⁸ という外部からの評価をもたらした。しかし、新しい世紀を迎えて、既存の境界線を超える市民的活動が各領域で実質をもちはじめ、前世紀的な枠組みや見方を相対化するような視座が獲得されつつある現在¹⁹、外部からの「公」の認定規準の導入というきわめて単調な社会記述自体が、「内部」（という信憑）の実体化につながり、結果的に、「内/外」という社会認識（あるいは「内部」という信憑）を再び産出・強化することにつながってしまったのではないか。²⁰ 特にジェンダーや人権の問題（犯罪報道における匿名問題などのプライバシー問題も含む）をめぐる議論や運動において、圧倒的なマジョリティによる無関心・無視の対応といった「受け取る側の反応の仕方の問題」に止まらず、単調な「外部からの」批判としてイメージされがちな「語りかける側」のあり方に反省が迫られているのである。

「確かに、その主張は原則的に正しい。しかし、その正しい言説が、受け手に届かないのだ。というよりは受け手の拒否を導いてしまう場合さえある」²¹。

こうした「他人に向つて主張出来るやうな輪郭正しい意見」²² に対する拒否・拒絶の拡大再生産が、近年のある種のバックラッシュにつながっていることは確かであり、その背景には、言説の精緻化による「当事者性の不在」という問題がある。逆説めくが、「正しい言説」は当初から当事者性の強い課題として発展してきたこともあって、抽象的で観念的な理念レベルではなく、当事者としての切実さや生々しさから語りはじめることで、「それは、他者に配慮しない一方的なメッセージとして、いか

にも「洗練されていない」態度表明に映ってしまいかねない²⁵⁾。しかも知的洗練さに欠ける現場での実践を、精緻化された理論がクールに意味づけ枠づけてしまう（解読する）ことによって、外部からの「告発」を無化してしまいう「防衛としての相対化」の力が発動されることになる。

このような相対主義的な構えは、(マクルーハンが予言したような) メディアを介してわれわれの身体の「拡張」により把握された世界の多元性という可能性の水準と、「私」中心の世界との関わりへの「凝縮」という現実の防衛的な機制との乖離によってもたらされている。特に若年層の変化に関しては、「日本的」なものの根本的な変容と映るものもある²⁶⁾。いわゆる自己中心のミイズム（絶対的相対主義？）の蔓延は、日本社会における「相互配慮の心性の衰退」による「他者の視線への鈍感さ」を示しており、例えば対人恐怖症の減少という臨床的事実によっても証明される、といった見方がある。しかし、ここで挙げられている現象は、一方では、双方向コミュニケーション能力の低下や仲間内での視線に対する過剰な敏感さ、あるいは行動形態や購買形態の同質性といった観察事実と表裏一体のものであり、「若年層は従来の常識レベルでの帰属集団の領域設定を行っていないだけであり、帰属集団内での行動原理は依然として相互配慮的²⁷⁾」なのである。その意味で、自己構造と思考メカニズムには大きな変化はないとも評価できるが、個人主義原理へ移行しつつある「かのように」映る行動は、(1)一方通行コミュニケーションや新しいメディアとの関わりによって、若年層の「共通文脈の設定領域」が急速に狭まりつつあること（「家のなか主義」¹⁾）、(2)「一億総中流の平等幻想」の破綻が進行する中で、社会行動規範の通念が変化し、「息苦しくなく、自分のアイデンティティとなるワーキング・クラスの形成」といったある意味での階層化が進んでいること、などにもとづいている²⁸⁾。

「公の世界を拒否して、私の世界の内部だけで生きようとするあまり、そうした行動は極端にサルに似てしまう。その姿勢は、昨今の「ことばの乱れ」に端的に象徴されている。公共性を持った他者との交渉をしようとしなさい。仲間とのあいだに安定した信頼関係を築こうとせず、「万人が万人を敵とみなす」ような、かつての啓蒙主義者が自然状態と想定したようなつき合い方をする。いや、そのようにしか振る舞えないのかもしれない。公共性ということをかぎり捨てたライフスタイルを、現代日本の若者は取るようになってきている。」²⁹

メディアによって切り開かれた（無限である「かのような」）オプションの可能性とその現実の水準での選択や制御の不可能性は、ある「距離」をこえた世界に対しての身体的な想像力（共感や痛み）を奪い、あるいは他者との共存の条件を具体的に模索していくような動機づけをまったく損ねてしまい、他者に対する同調と不介入の「距離の文化」を生み出した。その中では、「守るべきは、この狭い「私」の世界であり、三メートルを越えた「広い世界」に対しては、それが、自分の領域に侵入してこない限りは「傍観」し、冷たく「批評」しておく以外にない。」³⁰

「視聴者は戦争の災禍が自分にふりかかってこない幸せをかみしめながら、テレビを通じて対岸の火事を見るのである。自分とは関係のない遠くの世界で起こっている映画のような映像、と違って見る。物語が悲惨であればあるほど、ニュース価値は増し、視聴率は上がる」³¹

しかし、スーザン・ソングがいうように、「他者の苦痛へのまなざしが主題であるかぎり、「われわれ」ということばは自明のものとして使われてはならない」のである。³² まず問われねばならないのは、他者の苦痛や悲しみを実感として受け止めようともしない「われわれ」のあり方であろう。

もちろん、そうした振る舞いをする者の中には、「社会的慣行に従った「非崇拜者」や自らと大衆との主観的距離だけを計測した「冷笑者」が紛れ込んでいることは確かである。例えば、石原慎太郎の都知事再選を含めた二〇〇三年四月の統一地方選挙における「民意」を分析して、治安主義と結びついた非常に強固な生活保守主義を指摘した上で、それを日本の有権者の政治意識の未熟さに帰着させる従来の見方や「被虐的なカリスマへの依存関係」（姜尚中）といった悲憤慷慨調の批判ではなく、むしろ先進国型の現象としてとらえるべきだと杉田敦は主張している。「自分たちは良識ある人間なので差し障りのある極論を言ったり、外国人への偏見を公言したりはしたくない。しかし、他方で、そういうことができる存在を確保し、「彼ら」に対して睨みを利かせてもらいたい、ということのようである」³³。しかし、杉田が危惧するように、「頼りがいのある」リーダー（たち）を、ひそかに軽んじながらも、利用しようとする「政治的リアリズム」の実践は、「自分たちが生んだものがコントロール不能になるリスクを自覚していないとすれば、それはリアリズムからは遠いもの」と言わざるをえない。³⁴

「内側から天皇の存在を確認する回路を失ったがゆえに、外側の形式を整えなければならないという要請が人々に無意識に働いていた」³⁵ 昭和の終焉時に見られた自粛（という「擬態」）のように、内面的な心情の喪失（あるいは再構成）と外面的画一化が同時進行するなかで、ナシヨナリズムの新たな可能性が、国家と国民のあいだのルール（再）設定という法的共同性の意識であるとするならば、本人の認識に関係なく、強大な権力を握る政治的指導者を「われわれ」の庇護者であると短絡するよ

うな「距離」感覚の喪失は、政治的リアリズムの欠如を帰結してしまう可能性がきわめて高い。「しかしその観客席の構造や基盤はいつ崩壊するかもわからないたつて脆弱なものだ。今日の観客席はいつ明日の戦場に変わってしまうかわからないのである」³⁷。実際に、米国と比較しても、日本の社会的資本(信頼)は、既知の小グループの内に限定される「拘束的 binding」なものであり、社会的なやりとりに伴うリスクと不確実性を最小化(あるいは回避)しようとする「橋渡し不可能な Non-bridging」ものである³⁸。さらに、テロ(恐怖と暴力)や差別を拒絶する意志が構成員に共有されていないために、先行的に「条件に従ってテロが発動するシステム」⁴⁰が設定されているかのように行動パターンが既定されている。

現下の公的暴力は、「外からの恐怖」に対する「国民の生命と安全の確保」を錦の御旗にして、国民の生存へのニーズを保障していると喧伝しているが、実際には、暴力装置としての「右翼」の幻影と「世間」からの離反に対する怯えのために、多くの国民が一定の支持を寄せているのである。だが、きわめて限定的な出会い方であるとはいえ、いわゆる拉致被害者や北朝鮮難民、あるいは国内の路上生活者などの悲惨や飢餓や裸出といった「公現 epiphanie」の仕方をする他者は、現に生きて存在している人間のイメージをわれわれに突き刺す。他者のイメージを想像することは、たんなる同情や共感ではなく、「その生存を肯定し生存を分かち合おうとすることなのだ。このことは、空間的に遠くにいる他者についてだけでなく、時間的に遠くにいる他者についても、とりわけ、生まれくる未来の他者についても言えることである」⁴¹。

近年見受けられる他者や国家との「距離」感覚の変容は、歴史的な判断を留保して、リアルな記憶から遠ざかる(あるいは記憶を捏造する)ことによってもたらされている⁴²。例えば、「恐怖」(の記憶)をめぐるポリティクスについて周到に議論している大川正彦は、日本国憲法前文に関する次のような見解を引いている⁴³。

「前文には、「政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し……」とある。国家一般でも、国民でもなく、執行権力（政府）が戦争を起こすという認識である。そこには、政府に対しては、戦争というオプションをいかなる場合にも選択してはならないという規範的要請が、他方、国民に対しては政府に戦争をさせないようにするという規範的要請がビルトインされている。」

ここでは「戦争を起こす主体の自覚化・明確化」にもとづく二つの「規範的要請」が提起されており、国民に「戦争の惨禍 the horrors of war」をもたらすのは、決して共存不可能な「外部の敵」からの攻撃ではなく、「政府の行為 the action of government」であるとの認識が強調されている。こうした認識は、人類史において、そしてとりわけ二〇世紀の「恐怖」の経験を経たわれわれにとって、普遍的な現象を語つたものとして共有されるべきであろう。「戦争の惨禍」とは、憲法そのものの成立過程を勘案すれば、「あの戦争」の惨禍であることは自明であるが、その自明性を強固なものにしていた共通の記憶（あるいは経験に対する語り方）が時の経過によつて変容したために、自明ではなくなっていることは認めざるをえない。しかし、この「惨禍 horrors」はもつとひろく現代を生きている自他の経験を照らし合わせながらその内実を学び直し、「生きていること自体が根こそぎにされてしまうという恐怖」をもたらす「わたしたちの時代のテロル」のなかで、受け止められてしかなるべきである^⑤。

「暴力や権力の編成は相変わらず、というか、もしかしたらかつて以上に強度を高め、少なくとも確実に複雑になって

いるにもかかわらず、そして、それを把握しどう対応するかの努力がこれまで積み重ねられてきたにもかかわらず、そうした積み重ねをいわば恐怖による「自主規制」のようなかたちで放棄していく。「括弧入れ」の作法とでも呼ぶべきものの弱体化もそこには伴われているように思います。「いわゆる(彼らのいうところの)「テロ」、「暴力」というかたちで、容易に「Aか、でなければ反A」という単純な状況定義の罫にはまらずに、そこに逡巡や態度保留、もつと大げさにいえば自由の余地を削っていつて、思考や実践の間隙を穿っていくような、そんな思考法が弱体化させられている」^⑬

映像表現における「恐怖の方程式」を探究している小中千昭は、「恐怖とは段取り(システム)である」と断言し、「恐怖」という特定のものと情動を移行させる構造において、「ファンダメンタルな恐怖を生成する最大の要素とは、そこに映し出されている人間のリアクションなのだ」^⑭と強調している。ソクラテスも認めたように、人は死に関して確かなことは何も知らないから死を恐れるのであり、それに反する(愛知者の)態度は「大多数の人と違っている」。またジュディス・シユクラーも、われわれは、「どうすれば苦痛を回避できるかをわたしたちに忠告してくれる、自然的で健康に役だつような恐怖を恐れているわけではけつしてない。さらに政治的に考えるならば、わたしたちは自分自身だけではなく、わたしたち同胞市民をも恐れている。つまり、恐怖をいなく人びとからなる社会を恐れている」と述べている^⑮。実際に、近代主権国家の構成は、先行的に存在する(とされる)「恐怖」に対するリアクションの総和であり、逆に、共産主義や宗教原理主義といった「妖怪」たちの跳梁跋扈につねに悩まされることになる。「人間は、未知なものに出会ったときに同時に二つの反応が起きると思います。一つは好奇心で、一つは恐怖です。恐怖が先に立つと、ヨーロッパ人の世界経験の中で恐ろしく攻撃的な、相手とつき合おうとし

ない面、敵として攻撃し、あるいはものとして管理操作しようとする面、それが出てくると思うんです³⁰⁾。

例えば、感覚という「動物的」とされるものから出発するトマス・ホップズの議論は、人間にだけ見られる「予見能力」と「情念」の働きを要点としている。その前者は、「最初は刺激に対する直接、無意識の反応であっても、繰り返すうちにそれが記憶され、経験として蓄積され、さらにこれに推論を加えることによって、過去に学び、将来に備える行動が可能になる」能力のことであり、後者においては、快苦の感覚が人間のイマジネーションに媒介されることで好悪の感情や美醜の観念が生まれ、時には「幽霊のような想像の産物に恐怖を覚えることもある³¹⁾」。人間の「予見能力」は、一方で人間を悲惨な戦争状態（自然状態）に導くが、他方でそれを克服する源泉ともなりうる³²⁾。この矛盾の解決を、ホップズはことばの普遍性、あるいはそれに依拠して認識を体系化した政治学に求めたのだが、人間についての認識に関しては、利害が絡むことでも確実な認識にいたらないことも自覚していた³³⁾。そこで最後に持ち出されるのが、「死に対する恐怖」という情念である。万人がつねに死の恐怖と向き合っている自然状態から離脱するために、人びとは自然権を放棄し、絶対的権力に服従するを選択する（選択せざるをえない）のである³⁴⁾。

「死ぬこと自体は怖くない。恐ろしいのは、もう一度甦つてきて、再び死の恐怖を経験する。それが永遠に続くことだ³⁵⁾」

もちろん、「死に対する恐怖」を前にした（自己）決定が他律的なものであることは明らかだが、自発的な選択を「擬態」したものである場合には、その評価が難しい。大川正彦がシクラーと重ね合わせながら述べているように、憲法前文が説いて

いる政治的主張は、「恐怖からの自由 liberalism of fear」であり、その前提となっているのは、「はじめに誤りありき At the beginning was an error.」という苦い自己反省にもとづく過去に対する認識である。^⑤歴史的な経験が教えてくれるわれわれ人間（とりわけ治者）の可謬性を、苦痛や恐怖を感じる受苦的な存在者として、忘却に抗しつつ徹底的に自己のものとして認識することこそが、実は逆に、「恐怖の専制」という圧倒的な現実を相対化し、従来の「公」の構成枠組を克服するための方途である。世界との関係を本能的にプログラムされていない人間が、サバイバルのために不可避に「群れ」との距離を（その都度）設定しようと試みていく営為を「政治」とするならば、「政治」の場とは、「恐怖」が具体的に作動する政治的な単位であり、「強者と弱者、治者と被治者の非対称的な力関係の場」^⑥として現象するはずである。だからこそ、われわれが決して手離してはならないのは、憲法前文（ひいては憲法9条）とは、擬似的な非対称性を提示して上から「恐怖」を操作することで、現実に機能している「政治」のシステム（の非対称性）に対するクールな分析を遮断しようとする動きに対抗するための手段である、というきわめてシンプルな事実である。^⑦

「災いは突然やつてくる。因果関係はわからないし、次にどうなるかも予測できない。職場でも街なかでも自宅でも落ち着く場所はない。災禍は強力な横断性をともなうてあらゆる場所を貫通し、人間をくまなく包囲している。」^⑧

当然のことながら、権力とは人が所有したり譲渡できる「もの」ではなく、人と人との「関係」の中で働く作用であり、そこには「関係の非対称性」がはらまれているものの、それはつねに流動的で、固定した関係は存在しない。フーコーはこのよ

うな人と人との権力の関係に一定の型を与え、人間の諸集団に対して、その行為や生活の様式を一定の方向に導く行為や実践を「統治 government」と呼んでいる⁶¹。彼の主要な関心は、「近代の知における、認識の諸条件についての先験的な分析と人間存在の経験的なあり方についての理論との間の、奇妙な相補的關係⁶²」であり、こうした「先験的—経験的「二重体」としての人間の形成を分析することによって、「いかにして経験の中に与えられるものと経験を可能にするものが、無限につづく振幅の中で互いに呼应しあうか⁶³」が提示されるのである。

「∴（略）∴明らかに国民的形象を翼賛しそれ以外の者をないがしろにするジャンルであるはずの戦争映画は、一方の側の陣営内部のみで（原型として）展開されるものであり、自陣ならざるものによって外部を囲まれ、圧迫され、責め立てられていく。そうやって実は自陣の形成を助けてくれているその自陣ならざるものを、そこで目にすることはできないのである⁶⁴。」

「自陣ならざるもの」、すなわち登場してはならない「他者」の〈投影〉される場所こそが、「フレーム外」であり、いうまでもなく映画の特徴の一つは、「フレーム外」を精巧に構築する力である⁶⁵。例えば、アウシュヴィッツに目を向けることができなかった、ゆえにアウシュヴィッツを妨げるために何ごともなしえなかったという、映画史に取り憑いたトラウマともいうべき事件は、民族絶滅の表象がその推進者たちによって禁止されたことを主な理由とする。しかし、レーモン・アロンが、「ガス室だとか、大量殺人だとかについては、正直にいつて想像だにしなかった。そして想像もつかなかったがゆえに、知らずに終

わたったのだ」と戦後に述べているように、「見られなかった」のは確かである。「想像する」という動詞が本来「像(イメージ・ユ)を想う」という意味であることを思い起こすならば、「人類が、絶対的恐怖そのものをではなくとも、せめてその表象を、先にみたような表象のメカニズムに固有の効果ともども正面から見据えることによって、何を得、何を失うのかは、今日なお未解決の現代的問題なのである」⁶⁶。

過去において「為すべきであったこと」には、「良心特有の時間性」にもとづいて「べし」という未来性が残留しており、この未来性は意識の中に沈殿物として「醸成」している。⁶⁷「為すべきであったこと」は「あったこと」として既定された過去の事実であり、歴史的・自然的時間という観点からすれば、取り返しがつかない。しかし、「為すべきであったこと」に依然として含まれている「べし」は、その「事後性 retrospeciveness」の徹底した自覚によって遡及的效果をもたらし、「責め」という作用を止めることがない。⁶⁸およそ作用が作用であるのは、何らかの現実的な結果をもたらすことにある。「良心法廷において下される有罪判決の「べし」は、具体的には「(今から)償うべし」を内容とする判決である」⁶⁹。未だ成就していない過去をめぐるベンヤミンの「救済の弁証法」の思想によれば、過去(あるいは過去の歴史的事実)は、動かぬものではなく、あるべき姿を回復し実現する潜在力をもっているという。それが顕在化するか否かは、われわれが今現在において(今現在から)過去とどう向かい合うか、という積極的介入にかかっているのである。

こうした過去の「救済」(過去が内包する未来性の成就)という時間的次元を導入するアイデアは、われわれの日用品との関わりからも納得できるものであるし、⁷⁰ 術学的な哲学談義に止まらず、(次章で詳述するように)社会システムを論じる際にもきわめて重要である。例えば、環境問題や生命倫理などで唱えられている「社会的合意」の「社会」なるものの捉えどころのな

さは、その「合意」の困難さからも容易に想像がつくように、「合意」とはまさに形成されたもの（作りもの）であり、「合意した」という事実だけが、それを合意として機能させているにすぎない^①。実際に、解決に向けて世代間の距離を乗り越えていこうとすれば、基盤となるはずの未来世代との道德共同体は、「未だ存在せぬ者たち」と関わるかぎり、どうしても虚構的性格をもたざるをえない。世代生成に関与することは、生物有機体としての生物学的領域や親としての役割領域、あるいは技術や文化の伝達者としての関与という四つの領域において、引き受けるべき次世代への責任をあらわす。特に文化の領域においては、「意味」の体系（社会の価値、信念、慣習、象徴体系など）を保持し、刷新・創造して、「社会」の持続可能性に寄与するという点できわめて高い公共性を担うものである。それらが私的な関心から生じたとしても、結果として次世代への責任を負うかたちでなされていけば「公共的」なのである。

例えば、家庭の文化資本を伝達する行為は、従来は公共性が例外なく空間現象として扱われてきたので、私的な行為であるとされてきたが、世代という時間的な次元では、公共性につながる行為である。世代生成としての公共性を定式化することは、私的な領域に「封じ込め」られてきたものを公的なものとして開く契機となる。「過去と対話し、残すに値するものを継承すると同時に新たなものを創造し、次世代に解き放つ^②」ためにも、（次章で述べるような）自己のなかに非—自己を生み出すことで自己を確認するという、未来の他者のニーズに応答しうる可変的で柔軟なアイデンティティが要請される。「空間」を人びとの行為が影響を及ぼし合う範囲と理解し、様々なつながりが交錯していく広がりをもつ場とすることで、「あるものとしての公共」から「つくられるものとしての公共」へと思考をスライドさせる^③ことが可能となるのである。

「少なくとも、「時間」「空間」「因果」といった形式に関わる概念を、カントのように直観の形式や判断の形式として捉えるのではなく、あくまでも記述の形式を与えるものとして捉えようとしていることまでは、明らかであろう。すなわち、われわれがなんであれ、あるできごとを語ろうとするならば、そのできごとは時間的空間的位置をもっていなければならず、また、他のできごととまったく因果関係をもたないようなものとして記述することは許されないのである。」⁷⁸⁾

四 秘密と嘘と社会システム

「それゆえ、もし私が欺かれるとすれば、私は存在する。なぜなら、存在しない者が欺かれることはありえないから」

(アウグスティヌス)

前稿で述べたように「行為と弁明」の間に「時差」があることは、過去に拘束され、その呪縛から多くの悲劇がもたらされることになるが、時には、時間からの解放によって恩寵に似た救いともなりうる。時間の経過によって人は成長し、成長することによって人は何かを失い、あるいは失ったこと(の苦さ)を認識するのだ。例えば、ジョバンニとカンパネラが「理解し合えたと思った次の瞬間に両者の決定的別離が待っている」『銀河鉄道の夜』の結びに、幸福な結末の予兆を受けとる者もいるだろうし、不吉な悲劇的終焉を読みとる者もいるだろう。しかし、作品の終わりにおいても、「いろいろなこと胸がいつぱ

い」になったジョバンニは、まだ母の待つ家へはたどり着いてはいない。「ジョバンニは途上にあるのだ。そこに描かれているのは、すべてが未決のままのジョバンニの姿だ」。賢治が最後に提示したのは、文学的な修辭を超えた水準での「理解と不審の狭間で生きる」、「途上にある、生きている」人間の条件であり、その条件をわれわれがどう受けとめるかもすべて「未決のまま」なのである。^⑥

「なんべんさびしくないと云つたところで

またさびしくなるのはきまつている

けれどもここはこれでいいのだ」（「小岩井農場」）

われわれもまた賢治のごとく、齒軋りしながら「まことのことば」（「春と修羅」）を求め存在である。「まことのことば」の不可能性とは、ウソ（嘘）を可能にする根拠でもあり、言語がそれが使われる具体的状況（現場）を離れ、二者間のコミュニケーションの閉域を超出して、「媒介性」や「三人称性」（ひいては「公共性」）を帯びてしまうことは不可避である。ある具体的な言語使用が構造体である、すなわち規則性があるということは、実はその発話の現場では確認されず、同じ表現を別の違う誰か（発話の現場には帰属しない第三者）に向かって発して、それが「有意味である」と考えられる反応を引き起こしたときに、初めてその言語使用が再現可能＝規則的なものであったということが分かる。^⑧ そうした「事後」的な確認は、言語が第三者を想定したコミュニケーションであることに密接に結びついている。規則性とは、ある語が使用される環境との有縁的

結びつきを断ち、換言するなら、「わたし—あなた」の親密なコミュニケーションを超えて、「[その場に]いない者」にも伝達可能であるということなのである。⁷⁹⁾

このことは狭義の「言語」に止まらず、(ヘーゲルが『美学』において指摘した叙事詩から小説への変成と対応する)「すべてが自己によって規定されているのではなくて、他者によって規定され」ている「近代の散文性」⁸⁰⁾を生きるわれわれの「行為」にも重なる部分が多い。ヴィトゲンシュタインがいうように、「人間のふるまいは、みな、何かの規則(ルール)に従った言語ゲーム」⁸¹⁾であり、ルールとは、ルールをめぐるメタレベルの紛争を解決するために、承認・変更・裁定等の二次ルールを明示化する(言葉にする)言語ゲームを、先行する一次ルールにもとづく暗黙の言語ゲームに結合させることなのである。⁸²⁾となる

と、公共性(をめぐる言語ゲーム)もまた、次のように(きわめてカント的に)記述することができる。⁸³⁾公共性の根本は「ふつうの人びと」⁸⁴⁾公衆 the public」にあつて、公衆こそが公共的なもの(公共1)である。その「ふつうの人びと」(公共1)の問題を解決するために雇われた代理人(エージェント)が政府なのであり、政府もその限りで公共的なもの(公共2)であるし、また公務員は「公僕 public servant」である。公共2の公共1に対する派生的な関係を認識すれば、公共2は狭義の政治家や公務員のみならず、政府を構成する市民全員のことであり、公共1である公衆(第三者)に対して、「自分たちが委託されたとおりの仕事をしているということ」を、日々証明する義務がある⁸⁵⁾といえる。

ところが、公共1と公共2が「結合」する上で、言語がもつ固有の困難に突き当たる。言語的コミュニケーションの領域においては、自分の言葉は自分のものではないという感覚、すなわち、「何かに臣従した be subject to」という(へ起源)を忘却することで「主体 subject」たりえたという主体や自己をめぐるアポリアにつねにつきまとわれる。この「自分自身にない」という

言明は、「私は嘘つきだ」という言明に関するエピソードの paradoksus の問題に似ており、その言明（命題）が真であるとする、その言葉は誰が言ったのか、さらに、「自己決定」と仮設されているその行為はいつたい誰がしたのかということになる。⁸⁵

「そうした国家や市場といったマクロな制度の視点からではなく、ひととひとのへあいだ」でのミクロな出来事、営みという点から考察していきたい。ひととひとのへあいだで、互いに呼びかけられては応じ（あるいは応じそこない）、応じられては呼びかける（あるいは呼びかけそこなう）、ひととひとのやりとりのプロセス（その失敗）を重視したい。⁸⁶

社会的アイデンティティをめぐる講演の冒頭において、アマルティア・センはきわめて興味深いエピソードに触れている。⁸⁷ 彼が短い外国旅行から戻った時、空港の入国管理官が「いささか込み入った哲学的な質問」をしたという。センのパスポートを調べて、「あなたは学察長（セン自身）の友人か」と尋ねたのである。セン自身が答えに窮して「口ごもっている理由」とは、「というのも、私が私自身の友人であると正当に言えるには、「だれその友人であること」という2人の関係を表す言葉を、自分自身にも使っているのかどうかを思案せざるをえなくなったからである」。公共性という言語的コミュニケーションの領域とは、こうした誤認と否認の外的・内的な葛藤のために、「口ごもっている理由」というへ根拠が つねに産出され、アイデンティティというものが「何ともやっかいな問題」になる構造をもっている。⁸⁸

「もちろん、あるものがそれ自身と同一であることを納得するのには、大した問題はない。ワイトゲンシュタインも「役に

立たない命題の実例としてこれほど見事なものはない」とまで言ったくらいだ。だが、ものとそれ自身とのあいだには、同一であること以外にどんな関係が成り立つのか、さらに、ふたつの同じものどうしは、たがいにとのように関係しあうのか、ということになると、瑣末な問題とは言えなくなる。⁹⁰⁾

こうした問題の解決法として、階層構造を導入するという、フーコーがエビメニデスのパラドクスの解消の手段として挙げたアプローチが考えられる。⁹¹⁾ 言説とそれを述べている言説の主体(＝「私」)とを分離し、言説主体を言説の上位の審級に置き、「言説そのものの中に言説主体が属さない」(かのように)見なすのである。「私1は「私2は嘘つきだ」と言う」という文での、最初の「私1」とその次の「私2」を別のものとして扱うということは、一種の虚構を導入することである。したがって、こうした自己言及的パラドクスはつねに回帰し、主体を不安に陥れることになる。言語(に代表される記号行為)においては、記号表現と記号内容とが分離可能であり、それによって秘密と嘘もまた可能になるのであるが、両者を分かつものは、絶対的なものではなく、それ自身が他者との誤認と否認の葛藤のなかでの「主体の決断」に関わってくる。「わたくしには、そのみわけがよくつきません。なんのことだか、わけのわからないところもあるでしょうが、そんなところは、わたくしにもまた、わけがわからないのです」(『注文の多い料理店』序)。そのような恣意性をはらんだ言語が「生きられた」意味をもち、個人の前に強い拘束性をもったものとして立ち現れるという矛盾の中に、「嘘(ウソ)」の問題、ひいては「社会という謎」の本質が隠されているのである。

例えば「愛」とは、その「差し出され方」こそが重要なのであって、「愛している」という言葉は、「私の中にすでに存在す

ある種の感情を形容する言葉ではなく、その言葉を口にするまではそこになかったものを創造する言葉⁹²であるとする者がいるように、「心の中の感情そのもの」と「身体化した感情表現」とのあいだの関係は、前者が先行し後者が規定されるといった単純なものではなく、もっと複雑に絡み合っており、場合によっては後者が先行して前者がそれを後追いつるといふことも十分ありうる。これは「主体―媒介者―客体」というルネ・ジラール⁹³||作田啓一流の「欲望」の三項図式⁹⁴というありきたりな結論、すなわちヘーゲル流の他者に媒介された欲望の論理ではなく、「正しい言葉を述べること」と「言葉が聞き届けられること」とのあいだの関係に類比的なコミュニケーションの倫理なのであり、その関係にあつては、「言葉そのものが、発話者において首尾一貫しており、論理的に厳正である」ことよりも、「その言葉が聞き手に届いて、そこから何かが始まる」ことが優先される⁹⁵。

スピノザも「愛 (amor) とは、外の原因の観念を伴った喜びである」と『エチカ』において規定しており、したがって愛は「その産出に際し、必ずしも自分自身に内的な基盤を持たないという点で、様々な外的個物の印象である想像力 (imaginatio) に大きく左右される感情とみなすことができる」⁹⁶。その一方で、「おのおのものは、偶然によって、喜び、悲しみあるいは欲望の原因となり得る」というスピノザの規定は、逆に「ものを表象する能力としての想像力が持つ、個人性を超えた社会性や広がりの可能性をも示している」⁹⁷。清水博が生命システム論の立場から説いているように、違いがある者たちがその存在 (役割) を互いに輝かせながらドラマを持続して共創していく「共存状態」を実現するためには、愛は十分条件ではなく、そうした状態を実現できる舞台 (共存在の場) をつくり出す技法こそが求められるのである⁹⁸。

「第一に、隣人愛とは主体的で自由な行為であるということ。第二に、相手を「見る」こと、その出逢いのうちに成り立つものであること。第三に、それが境界線を乗り越える行為であること」⁹⁸⁾

本稿の文脈において、清水が提唱する「共生の原理」により共存在の場をつくる技法について検討するためにも、その前提となる「社会システム」について簡単に述べておきたい。⁹⁹⁾ まず、定常システム概念を採用することの認識利得は、定常システムは要素間の交互的条件づけという内部メカニズムの永続的作動(内部的作動による境界の維持(=自己維持))というダイナミズムに注目するところにある。そうした定常システム一般の中での社会システムの固有性は、生物有機体まで含めた物理的なシステムとは異なり、「意味」「行為」「コミュニケーション」に関わる点にある。前述した「言語ゲーム」における「一次ルールと二次ルールの結合」に見られるように、同一性が意味的に記述される行為という要素や行為間の関係の同一性は、物理的な記述によつては与えられない。同一性が物理的に観察される行動や個体間の行動連鎖が見えたとしても、(宇宙から来たデビッド・ボウイのごとく)行動の「意味」がわからなければ、有意な記述にならないのは当然である。しかも、定常システム概念においては、コミュニケーションが社会システムの要素とされる。別の行為との潜在的な(先行―後続)の)意味的な関係でしか行為は意味をもちえないのだが、システム理論においては選択と選択との時間的な接続をコミュニケーションと呼び、社会システムの要素である行為は必ずコミュニケーション(選択接続)の可能性の束において有意性を与えられる。

このように行為の同一性が意味的であることによつて派生してくる問題は、行為の「持続」性の問題である。「意味」にはモノとは異なる「持続」が含意されている。行為もまた、物理的には時点的で「出来事」的側面をもつが、意味的には「持続」

的側面をもつことになる。行為は物理的に生成消滅しても、意味的に「持続」するので、たえず選択接続に道を開くため、「社会システムはコミュニケーションから成り立つ」といえる。

「僕が恋人に嘘をつくとします。嘘をついたのは某年某月某日の何時何分です。物理的には時点点的。哲学的には「出来事」的です。何時何分で終わりです。ところが意味的には「持続」しています。「出来事」自体は消滅しているのに、嘘をついたことは取り消せません。

取り消せないので、恋人による非難が後続しえます。恋人による非難も同じで、「出来事」として消滅しても、僕が非難されたことは取り消せない。だから、僕による謝罪が後続しえます。つまり「持続」という性質ゆえに行為と行為は選択接続の可能性を持ちます。^⑩」

「過去は捨てる。復讐も思い出もなしだ」

由佳はきょんとんとして。あ、そうか、もともと由佳はそういう女か。うっかりしてたよ。

「はい」

へへ。自分に言い聞かせたんだんな、俺。でも、由佳はニッコリと笑って返事してくれた。

「俺は今から思った通りにやる」

「はい。……でも、今までだつてそうしてきたじゃないですか？」

「お、そうだったな。よし、今まで通りだ。なんにも変わらない。つきあうか？」

「はい」(『ドッペルゲンガー』)

社会システムの秩序を定義・記述する場合に必要な複雑性(与えられたマクロ状態に含まれる、ミクロ状態の違いによって区別された場合の数)は、示差性(恣意性)・二重の選択性・否定性(偶発性)といった意味の諸機能が与える「選び直し」の可能性を前提にして、はじめて数えることができる。^⑩「共存在の場」としてローカルな地域やグローバルな環境が大きく注目されるようになったことで、従来の「おほやけ構造」が想定していなかったような新しい公共性の構築(選択接続の別の可能性の「選び直し」)が、大きな課題として認知されるようになっていく。^⑪共存在のための技法を「市民の日本語」と呼び、地域レベルでのNPO支援活動に取り組んでいる加藤哲夫が強調するように、「これは、誰かに正解を決めてもらえはすむような問題ではなくて、その地域に住む人々一人ひとりの問題」であって、「仮に役所が正しいことを決めたとしても、その結論が、多くの人たちに共有され、行動を共にしない限り実効性が生まれない」し、「共有するためには、その議論のプロセス自体に、人々がなんらかのかたちで参加していないと難しい」。^⑫しかしながら、これまでのような「帰属」に代わって社会的な「コミュニケーション」のプロセスへと個人のアイデンティティを再測定しようとする試みは、上からの問題設定や状況定義によって「現実」が先行的に構成されることで、多くの場合断念に追い込まれ、与えられた条件を「選び直す」ことができない。

「他人に迷惑をかけるな、自分のことは自分でしなさい」と「正解は外側にある」という二つは、どっちも「奴隷のプロ

グラム」だと私は言っているわけなんです。人は自分が自分の主人公であるはずなのですが、ついつい誰かの奴隷になってしまう。その外側で正解を持っているという人を王様とすると、「正解は外側にある」というのは「王様は正解をもっていますよ」「あなたは奴隷ですよ」ということです。簡単にいうと「王様がカラスは白いついたらカラスは白いですよ」ということです。そしてもう一つ、「他人に迷惑をかけない」というのは、まさに人と人が手を組んだり、つながったりするためには、迷惑をかけあう以外ないわけです。だから、王様っていうのは奴隷と奴隷が手を組むのが一番怖いわけですから、そういう意味でまさにこのもう一つの「他人に迷惑をかけるな」という方法は「孤立しなさい」「手を組むな」というメッセージです。この二つを本気で信じてさせられていることが「奴隷のプログラム」だというふうに思うんです。」

日本のように神なる超越に真理を求めず、あるがままの存在と重ね合わせてその資質を問うようなことのない「批評の習慣 *habits of critique*」^⑩がきわめて根強い社会においては、システムに内在する（近代）資本主義は「自然過程」であって、それ自体の問題性を問うこととは無関係に、現にある社会を受け入れる以外にオプションがないという宿命論が有力である。それは結果として、「社会の内部に存在する敵対的関係の有する否定力を削ぐ」とする^⑪上からの意志として現実的に機能する。そのような社会観においては、いかなる社会であれ不完全は免れず、したがって現にある社会を否定することは徒勞として斥けられ、「いま現にある社会を受け入れよ」というメッセージが上下に貫徹し、さらに、他の選択を断念させるために、この不完全な社会をある種の思考実験（シミュレーション）によって完全性に近似的なシステムであることを証明しようとする。

「均衡という概念は、神をもちだす場合であっても自然過程として現にある社会を肯定する場合であっても、現にある社会を事実上の絶対的な位置に置くもつとも有効な方法として、資本主義社会を擁護するための方法論、メタレベルにおける参照枠となってきた。均衡の不存在や不均衡の累積的な増大を説明することは不可能ではない。しかし、不均衡の恒常化は、不均衡が均衡の別名になっているだけのことだ。複雑性やカオスもまた秩序の説明原理でしかなく、それ自体が自己否定的なものにはなりえない。コンピュータがどれだけ多くの崩壊のシミュレーションを吐き出そうが、またそれを見て「世界は滅びた!」と喜んでみたところで、それはゲームセンターの格闘ゲームで敵を倒した快感同様、何ひとつ世界を変えることにはならない。」^⑩

「現にある社会」とは、可能なコミュニケーション(選択接続)の順列総体(Ⅱ「社会」)の中から、特定のコミュニケーションの順列のみを、内部的作動による境界の維持で、継続的に現実化したものである。^⑪それゆえ、たとえ「現にある社会」の秩序が壊れたとしても、「社会」がなくなるわけではないし、また「世界」とはコミュニケーション不可能なものを含む、ありとあらゆるものの総体である。公教育の現場への全国的な浸透が上からの意志である『心のノート』に見られるように、^⑫秘密(ないしよ)と嘘(ウソ)を短絡させるような「開け/接続せよ/外に出よ/受け入れよ」といったコマンドに抗する上で、シユクラーがいうように、公私の違いをまるで認識しない政治的な教義を拒絶するリベラリズムにとつての重要なポイントは、「この境界線がどこに引かれるかではなく、むしろそれが引かれるべきであり、状況がどのようなものであっても無視されたり

忘れられたりしてはならないことにある^⑩。元来は宗教的信仰に属する事柄であった私的領域は、「統治」の科学技術・軍事上の性格や生産関係の変化に応じて、信仰の対象やプライバシーの感覚が変化することで、それ自身も変化してきたのである^⑪。

それゆえ、われわれに要請されているのは、バーチャルな次元で達成される事柄ではなく、「現にある社会」の「非対称性」や「不均衡」を具体的に指示することで、その社会の持続や再生産とは両立しない事態を生み出すという、きわめて実践的な行為である。「一般的な政治的機能を十全に働かせている指令を認識すること」の重要性を説いて、マルクスの思想の発展を考える際のわれわれの通念（政治的要素の分析の軽視！）を転倒させようとするアントニオ・ネグリは、「マルクスが剰余価値を取り扱うこの手法ほど、豊かで適切な手法はない。まず、支配の一般的・社会的・包括的形態に指令の特徴が見出され、次に、敵対的關係の場所を指し示すことに生産の特殊性が見出される。〔剰余価値から敵対的關係への〕「前方の旅」がこれほど一般化されるのであれば、「後方への旅」は、もっと一般化され、深遠なものとなるだろう。「後方への旅」とは、すなわち、剰余価値の敵対的關係を暴露することから、指令、媒介、政治の地平の破壊へと進む道である」と述べている^⑫。

その道筋をわれわれが生きる地域の側から照射すれば、「投企 project, Entwurf」としての公共性という視角が必要になる^⑬。われわれ個々人と公共性との関係は、ただ所与のものとして公共性の空間が存在するのではなく、現実と理念が衝突し、利益と威信が交錯し、政治的・社会的な実践によって働きかけ、自らがメンバーでもある地域を構成していくべき対象として現われることでもたらされる。つまり、公共性は客観的にそのあり方を把握する対象としてあったわけではなく、自らの認識とそれに基づく活動によってそれ自身が大きく変動していく環境としてあり、われわれもその内部を構成するのである。われわれを

その一部として構成されている以上、公共性の空間をいかに構想していくかはわれわれ自らの存立に緊密に関連している課題である。自己のおかれた現存在としての制約を踏まえて、その現状の変更を未来への投射として企てる言動である「投企」という視角から捉えられる公共性とは、「思い描かれた公共性」と「現にある公共性」とが交錯する場において、既存の空間秩序をいかに改編して自らが構想する「あるべき公共性」を設定しようとするのかという、現実の運動の軌跡を描くことにつながる。¹⁶⁾

その前提として、少し具体的に「現にある」公共性の空間(地域)を検討してみると、例えば、近年「会社から地域への回帰」がよく唱えられているが、日本の地域社会の実態は、「個人を内部に囲い込む」という企業の論理とリンクしており、個人の多様なあり方を制約・抑圧する可能性がきわめて高い。¹⁷⁾ 実際においても、地域自治会組織の特徴は、①加入単位が世帯であること、②領土のようにある地域空間を占拠し、地域内につきかない、③特定地域の全世帯の加入を前提としていること、④地域生活に必要なあらゆる活動を引き受けていること、⑤市町村などの行政の末端機構としての役割を担っていることの五点が挙げられる。¹⁸⁾ しかも、ある種「聖域化」された地域への参加は異論を唱えること自体が困難なテーゼであって、メンバーに他のオプション(低レベル参加やハーシユマン流の「退出」¹⁹⁾や「告発」など)が確保されていなければ、草の根レベルでの監視社会化などの文脈では、多段階の重層的な構造をなしているはずの中間集団が「お上」の代理人(エージェント)として、緊密な連携の下に一元的に機能することになってしまう。政治思想史家の河原宏は、二〇〇三年五月に衆議院で可決された有事三法の国会審議と白装束集団「パナウェーブ研究所」をめぐる騒動との関連を、両者の時期的な一致などから指摘しつつ、「戦争の反対は平和だが、有事の反対は無事。有事への対応とは平穩無事な日常生活を守ることである。国にとって異様なも

の・不審なものが入ってくるのは有事だが、地域や家庭にとっても当然、有事だ」と分析している。¹²⁰ 有事法制を推進する側は、「本当の有事対応が地域次元にある」ことを十分認識しており、白装束騒動は「自分の地域は自分で守る」という対処法を身につけるための絶好の予行演習となったのである。¹²¹

へ住基ネット）に関連しているプライバシー問題においても、現段階での保護制度や意識レベルでは、多面的な帰属を担保する「推定同意と拒否の機会の保証（いわゆるオプトアウト）」という最低限の原則すら確保できない¹²²ことが予想され、各自自治体の側の責任は大きいはずだが、その努力は放棄されたままである。だからといって、石原慎太郎や田中康夫に代表される（かなり演出過剰な）「中央対地方」といった善悪二元論的な権力批判のように、単に上下のヒエラルキーを崩せばよいという訳でもない。「……反権力、反中央の旗を掲げるローカルな組織の「権力者」が、一方では自らメンバーを困い込んでいるケースもみられる。なかには、自分が行っている困い込みを正当化したり支持を得るために、上位の権力と闘うポーズを取ることさえある。いずれにしても、より上位の組織に対しては個人の利益を擁護する立場をとりながら、同時に直接個人を抑圧するといったヤヌスの顔のような両面性をもつことになるのである」¹²³。特に日本の地方公務員の行動原則は、「後ろを見、上を見、横を見る」という①前例主義、②上からの指示待ち体質、③横並び主義を特徴としており、へ住基ネット）に関しても、全般的に自治体の担当職員は定められた以上の仕事を行うことを回避しつつ、自分の評価が下がらないように行動しているだけである。中間集団に埋没して個人としての「顔」が見えない存在は、全体の利益を優先するよりも、自己が受ける損失の最小化（私益の実現）をはかって行動するものである。¹²⁴

また近年、地域でのNPO活動などにおける市民の社会的な活動の水平的な拡散（量的な多様化）が観察されるが、やや過

剩ともいえる称揚の風潮にもかかわらず、「本来の「公」とは何かを徹底して追求してみることに、そして本気で個人を尊重しようとするならば、「私」を堂々と主張しそこから全体との調和点を求めていく」といった重層的な公論形成や質的な多様化への模索は開始されたばかりである。例えば、ゲームクリエイターの渡辺浩氏は、「ひらきこもり」というネットでの発信による「組織に頼らない新しい仕事論」を提示しているが、その著書に収録しているインタビューの中で構成作家の鈴木裕史は、「クレジットカードの記録だって、カード会社にキープさせておかずに公開する自由がある。もしも同じものを買っている奴同士で出会えたら絶対話は弾むはずだし。ヴィトンのバッグを年間にすぐ買ってる奴がいたら、この人の語るヴィトンの話が聞きたいなあ、とかね。住基ネットなんていうのは、そういう方面に使うべきなんですよ」といった、民間利用への拡大の問題点うんぬんなどとわざわざ言挙げするのも徒労感を覚えてしまうような発言をしている。安易な批判論への反発や揶揄からくる裏返しのポーズである可能性は排除できないものの、「ひらく」と「こもり」が組み合わさった「ひらきこもり」という語に、個人情報取り扱いをめぐる(従来公私論の枠組みをこえた)新しい公共空間の両義的なあり方が表現されていることも確かである。ジンメルがいうように、「全く自由な人格という観念も全く独自の人格という観念も、まだ個人主義の最後の言葉ではない」のである。

実際にさまざまな社会的事情を反映して、居住地域の生活場面で展開されている地縁的人間関係は変容している。時空間の従来にない拡大のなかで、社会的なアクターもまた、地域定的存在というよりも、「日常空間と世界を架橋しつつ活動する者」として捉えられるべきである。「地縁」「血縁」「職縁」を核としたコミュニティが支配的であったこれまでの社会に対して、最近では情報ネットワークを使った「情報縁」、スポーツや趣味を共通とする「趣味縁」、NPO・ボランティア活動を通じた

「ボランティア縁」などを核にしたコミュニティも生まれつつある。それゆえ、「会社人間」や「組織人間」のように一つの職場に「単属」する者は減少しつつあり、帰属先の多様化によって、「個」が主体で自らの帰属先を選ぶ「複属社会」が到来しつつある。¹³⁾ 例えば、社会学者の本間康平が指摘しているように、現在、近隣関係・自治会・町内会といった地域組織が再編されつつあり、社会的単位としての家族の生活を支える受け皿としての重要性ももつようになってきている。それぞれの居住地域で、①生涯学習活動の推進役、②町内会の世話役、③PTAの会長、④子ども会の会長として積極的に活動している四名に対する本間による面接記録の分析によれば、以下のような四つの類型が提出されており興味深い。¹⁴⁾

①居住地域を生涯学習の場とするための活動の中で、「会社人」から（逆立ちして）「社会人」へと変身しつつある《建設志向型》ともいべきあり方である。大規模な宅地開発地域の「新住民」のなかに、地域生活と結びついた生活要求が発現し、ボランティア活動などを契機にして、新しい地縁的人間関係の形成や拡充によって、それらの要求が処理されつつある。

②都市再開発の荒波にさらされている既存市街化地域の居住者が、旧来の地縁的人間関係を維持しようとする《継承志向型》ともいべき取り組みである。「旧住民」層の減少や商店街の衰退といった旧来の人間関係を支えてきた生活基盤や生活要求処理のメカニズムの崩壊に直面しながらも、流入する「新住民」を受け入れることなく、永年の生活の「習慣 *habits*」をいとおしむようなノスタルジックな生活への埋没を選択している。こうした「旧住民」にとつての「新住民」は、地域生活を円滑に運営するための戦力にはならず、「単なる路傍の人」ないし「妨害要因」としてしか映らない。¹⁵⁾ 付言しておく、こうした「住民」概念の恣意的な排他性や「市民」概念の非普遍性は、在日外国人や中国残留婦人・孤児などの帰国者、あるいはホームレスなどの社会生活上の諸問題を共有・解決していく上で克服すべき課題である。

③地縁や職縁の絡み合った濃厚な人間関係のなかで、身動きのとれない息苦しさを経験している地方都市居住者にみられる《離反志向型》ともいうべきあり方である。居住人口の流動性が少ない地方都市では、第二類型においてみられたような「旧住民」と「新住民」との軋轢といった形での緊張関係は存在しない。しかし、「プライバシーの存在する余地を極小化することと結びつく」ような濃密な人間関係に支えられて生活を維持しながら、自らの生きがいや追求しようとするれば、既存の人間関係を希釈化し、人間関係のくびきから逃れて生きることを模索せざるをえない。そうとはいつても、既存の人間関係の再編につながる生活要求は、不完全燃焼せざるをえない場合が多い。

④既成の地縁の人間関係のなかに参入して、改めて人間関係を構築している転入居住者にみられる《参加志向型》ともいうべきあり方である。転入手続きによって「形式的」に居住地域での生活を開始した「新住民」が、居住地域の「実質的」な一員(メンバー)として生活するためには、何らかの形で既成の人間関係に加わって、地域の一員としての位置を確保する必要がある。特に「新住民」にとっては、新たに生活する居住地域は、再生産装置としての家族の営み(育児・保育・教育・学習・介護など)を円滑に進める受け皿として機能する生活場面であり、多様な生活要求の充足を地域に期待している。こうした「新住民」の流入を契機として、「時間の経過とともに」、生活要求が質量ともに変化を遂げて、その要求処理のメカニズムの調整が必要となり、それが地域問題として顕在化してくる。「新住民」は地域問題に積極的に関与していく過程で、居住地域の「実質的」な担い手として受け入れられるのである。¹⁷⁾

こうした類型は、「職住間の距離の違いにもかかわらず、いずれも、居住地域の生活が職業生活と密接なかわりをもつ」という共通の特色を示している。¹⁸⁾「住民」という固定化された存在の側からよりも、その機能、行為、役割の側から再定義を行

うことで、われわれは誰もが、「開かれた〝日々の実験〟のなかに取り込まれている」(A・ギデンズ)ことが理解される。しかも、地域生活のあり方が、職業生活を通じて積み上げられた職縁的ネットワークによって否応なく規定されていることは無視できない。本稿における公共性とプライバシー、あるいはコミュニティの変容と個人主義化の関係という論点に関連して述べておけば、「個人と共同体はどちらかが強くなければ、他方が弱くなるようなゼロサム状況にあるのではない。むしろ、ある種の強い個人主義を支えるには、ある種の強い共同体が必要である」というR・ベラーの認識はまったく正しい。

「(日本では)どんな場合にも他者の行為は予測の範囲内になければならないとされている。それを可能にするために、社会的様式が重視されるし、いわゆる順応主義への圧力も強く、逆に個人主義的な行動は否定されます。なじみのあるもの、予測できるものしか信頼しないのは当たり前です。そのことを考えた上で、日本人は過去との連続の上にイノベーションを位置づけようとするし、個人の達成を集団の力の表現だととらえるのです。」

個から公への道筋が不明瞭なのは、もちろん日本特有の問題ではないが、日本の公共空間は「言葉による政治」が不在の「何もない空間」として、〈言葉を媒介としない儀礼〉に決定的に支配されている。例えば、近年の治安の悪化に対する危機感があり立てている刑法学者の前田雅英は、「今後の日本社会は、確実にグローバル化、ボーダーレス化に巻き込まれよう。そして、少子高齢化が国家の体力を脆弱化する。そのような中で、輝ける日本社会をいかにして築き上げ、支えていくかを今こそ考えなければならない。輝ける日本社会を築くには、グローバル化の中で勝ち抜いていくためには、日本のアイデンティティ

の確立を模索していかなければならない。今こそ日本の良さを再確認すべきなのである」と主張し、「外国に行ってみて初めてわかる日本の良さ、「守るべき大切な国家」の中心のひとつが「安心して暮らせる国、日本」であることは疑いない」と断言している^⑬。このような「社会」＝「国家」＝「日本」を短絡して、個性が表象される等価性の連鎖がつづく作文により、その名とともにその個別の意味(指示内容)とのつながりが緩くなることで、等価性の装置である「日本」という名は、空虚な記号表現にいつそう近づいていく。

もう一人のジョバンニ(ジョヴァンニ)に登場してもらうことにしよう。法学者の木庭頭は、十六世紀末のナポリの人文主義者、ジョヴァンニ・ヴァッラが二〇〇一年の東京にタイム・スリップして、ナポリのローマ法学者のロベルトにあてたとする架空の手紙を紹介している^⑭。その中でジョヴァンニは、東京とナポリの違いを三つ挙げているが、その三番目の違いを次のように記している。「第3に驚くのは、凡そ公共広場の概念の見あたらないことである。住居がそれぞれの広場(Forum)に(道を通じてであれ)開かれ、それがまた大きな公共広場(Forum publicum)へと開かれている、ということがないのである。どこに出で、どこを散歩し、どこで人々と言葉を交わすのか、これで本当に生きていけるのか、と私は(東京のイタリア領事館員の)レナートにきいた。すなわち、日本の公共空間においては、ある者の語りが構造的に排除されることがないはずの言語的コミュニケーションの領域として必要な、「自由 freedom」と「平等な開放性 openness」が同時に満たされてはいないのである。そこで想起されるのは、イザヤ・ペンダサン(山本七平の変名)によって提出された「竹林の薄明」の時空間としての日本というイメージである^⑮。ペンダサンは、漱石の『こころ』を日本人の心性、ひいては天皇制の内部構造を説明するための「実験装置」＝「パイロット・プラント」と見定めて次のように述べる。

「逆に、すべては竹林の薄明のごとく一見まことに明晰であり、自由に踏みこむことができ、どこにも障害がなく、すべては静かで、疾風も怒濤も砂嵐も烈日もない。すべてが温和である。それでいて、奥は見えず、道はなく、始点も終点もなく、自分の歩いた跡すら不明になる一つの世界、そういう世界、それが日本であり、その日本の空間を象徴するものが漱石の『こころ』であらう」^⑫

漱石はこの「実験装置」において、「欲望と日本の人間関係（いわば恩義）からの無重力状態」、あるいは「一種の実験用無菌人間」を作ったのだが、これはまさしく「近代の散文性」の否定である。近代小説の成立条件の一つは、「俗世間にまみれた俗なる人間の日常的な悲喜劇を、いかに虚構空間に取り込むか」ということであり、高澤秀次が指摘するように、「無菌でも無重力でもない、世俗の穢れを吸収した散文的時空間の中で、重力の秩序に従った人間として振る舞い始める時」、たとえ「無意識の去私の人」であったとしても、「この穢れと重力を共有せざるを得ない」^⑬。しかし、「去私の人」は真空であるから一切の意向はなく、たとえあったとしても「ない」と仮定される。従つて意思決定も決断もない。ペンダサンによれば、「去私」の真空の人格を理想とする民族のエネルギーが、求心的に「純粹国家」を志向するに至ったのは、「道」という「内実の定かでない何か」^⑭に対してストイックな緊張関係にある「純粹人間」^⑮の「実在を信じかつ感覚しうる状態にある人々によつて構成される社会」^⑯だったからであり、言い換えれば、「純粹人間」の存在を「ある一定集団のすべての人びとが信じて、そういう対象を感覚できると仮定したら、そういう人びとが作り出す、あるいは作り出そうとする政治機構は、また、「純粹国家」になる」^⑰の

である。

戦後を生きるわれわれをも拘束する精神の枠組みであるこうした「純粹国家」への志向が、終局的には「一国民一国家の自殺」を招きかねないのは、その負(あるいは虚)のエネルギーが、「個々の生存の根本にかかわる、基本的な欲望を自己否定する方向に結晶するから」であり、また「純粹国家」という概念が「国家間の利害関係および国内におけるさまざまな利害関係の外で培養された」ためでもある¹⁵⁾。実際、こうした純粹モデルは現実には存在しないのだが、日本人はそれが存在し得ない理由を、「社会の壁」や「国際問題における社会の壁」につねに求め、それらを排除すれば純粹国家が出来上がると信憑しており(それ自体がいわゆる「バカの壁」ではないだろうか?)、かつてのソ連・北朝鮮のような地上のどこかに純粹国家の概念を投影してみたり、またその投影を自国に反射してみたりする¹⁶⁾。そこにははじめから言葉は存在せず(「はじめに言葉なし」!)、その場を律しているのは「礼」だけである。そして、「自己のもつ未来への不安を、社会に拡散して解消しようという一つの逃避」から、外面的な礼儀の秩序だけが「虚礼」として空転しはじめると、本質的に「言葉を奪われた存在」である成員たちの動物性にもとづく暴力と心理的圧迫が内外に発動されるのである¹⁷⁾。

「ちなみに古い社会システムでは「社会」と「世界」が一致し、あらゆるものがコミュニケーション可能だと観念されました(アニメズム)。社会システムが進化すると「社会」の外にコミュニケーション不可能な「世界」が広がるという観念が必ず一般化してきます¹⁸⁾。」

「住民」ではなく、外国人を排除した「国民」にのみ適用されるへ住基ネットシステムと「純粋国家」が結びついてしまった現在、「選び直し」ができない地平にわれわれが固定されてしまい、《「現にある社会」∩「社会」∩「世界」》であるはずの社会システムがきわめて単純な「社会／世界」の図式へと回収されてしまう⁵⁵。社会は、自然や死、他者など統御不可能なものを排除するがゆえに、逆に時点的に利他的な親密さへの強迫観念にとらわれ、世界は、制御不可能な言語的コミュニケーションへの不安が前景化することで構成される。そうした「現にある社会∩社会」に生きる者にとっては、教養や知識や欲望などは単なる情報として処理することができ、アウトソーシングでさえ可能だが、その残余として、「純粋な心」の実在への信憑（こころ主義）がひろく共有されることになる。「複雑な社会に大人はこき使われ／いらぬ教養と知識におぼれている／純粋な心は忘れずにいたいから／どうか見捨てないでね⁵⁶」。

かつて森有正は日本的な「われ」のあり方を「汝の汝（あなたにとつてのあなた）」と捉えた⁵⁷。それは「われ」を出発点にして「汝」を経て「われ」に還ってくるのではなく、「汝」を出発点にしてその「汝の汝」としての「われ」という関係であり、「汝」に帰属する「われ」というあり方である。もともと「汝」を出発点としているために、「われ」は自らの欲望を他者と照らし合わせる必要や、自ら主体的に判断・決定する必要もなく、責任意識も欠いたまままで済んできた。「場面」を支配するものに自分を委ねるのだから、何かの都合で自分に有利に働けばそれは自分の手柄であるし、都合が悪ければ自分の責任ではないといつて済ますことができる⁵⁸。しかし、もし「公共性」を従来の意味づけから解き放ち、われわれ個人一人一人と接合しようとするならば、「私」を持統的なコミュニケーション（選択接続）の中で記述する（捉える）ことで、つねに潜在的な生起状態にある「あるべき社会」を構成する複数の「私」との選択接続の可能性に開かれていなければならない。しかしながら、近

代の合理化の進展にともなつて複雑化・機能分化した(システム論的な)「複合的」社会における集合的同一性と「私」の自我同一性が、伝統という脈絡を失い、双方が流動化して構造的な不安定さを前提とする中で、全く重なり合うようなことは当然ありえない。

こうして、新しい「公共性」の構想の出発点として、いかにして可変的な同一性が理性的に可能か、という原理的かつ実践的な問いにたどり着くことになった^⑧。言語などの記号を理解するプロセスとしての「意味 Sinn」をめぐるハーバーマスのルーマンの論争において、実際に両者は、主体の同一性/非同一性について正面から対立している。意味とは主観の「思念」に準拠するものではなく、逆に差異を生み出す機能であるとして「意味の機能分析」を主張するルーマンに対し、ハーバーマスは、各主体が共通の意味を獲得するために一つの記号に同じ意味を結びつける規範の形成と伝達の場合である社会的統合への着目を促した。さらにハーバーマスは、コミュニケーションへの参加を通して獲得される同一性の譲渡不可能性も主張している。記号が同じ意味で了解されるためには、自我と他我が各々「主体である」という限りでは同一ではあるが、同時に、承認の相互性の基礎である諸個人の原理的な代替不可能性(としての非同一性)を相互に主張できなければならないとする。ハーバーマスがルーマンと対峙したのは、「問いと答え、主張と反論、指令と恭順といった役割」の原理的な交換可能性と、聞き手・話し手という役割をその都度引き受ける諸個人の原理的な代替不可能性という「問主観性の逆説的関係」に着目してのことであつた^⑨。

こうした同一性/非同一性の二重性と新しい秩序の構想が接合されるためには、いくつかの前提がクリアされねばならない。重層的な「おほやけ構造」が各水準において存在拘束的なはたらきをしており、そうした構造的な制約を各水準で、あるいは

一つ一つの現場で相対化し解除していくプロセスを継続していくこと。各水準とはさしあたり、①社会的なものの核心をなす私的なプライバシーに照準し、②地方自治、あるいはコミュニティ再生運動、③国際的公共性、あるいはアジア地域（特に東北アジア）などに仮設される。そのなかにおいて、技術システムが代替できない「ローカルな対面的配慮」を戦略的に優先させること。それは、技術的な要請にもとづく暴力・管理・容疑ではなく、人間が生身の「弱い」個人として理解され（すべてを理解することは、すべてをゆるすことである）¹⁶⁾、平和の存在論・配慮の倫理・赦しへの指向性によって導かれることだろう。¹⁷⁾「面と向かって対峙している相手の言葉を、それがその相手の発した言葉であるという、そのことにおいて、まずは額面通りに受け取ること」¹⁸⁾。デイヴィッド・ライアンが定式化してみた「他者への配慮」と「信頼関係の中での自己開示」という二つの基本原理は、公共性（人間が他者を信頼し関係を結ぶ力）の条件を考える際に、驚くほど広い射程を備えているのである。

「……配慮とは、まず第一に「秘密への配慮」、つまり相手が隠したがつていられることをあれこれ詮索しないということ在意味するが、そればかりではない。どうしても隠したい、とまではいかななくても「他者が積極的に明らかにしないすべてのことについての知識から人が遠ざかるということにおいても成立する」のだ。さらに「配慮」とは、「人びとが知ることを許されない特定のことでなく、全人格に対して行なわれる全くの一般的な遠慮」なのだ。つまり配慮しあうということは、へ私から見えるあなたは決してあなたそのものではないでしょうが、そのことを充分踏まえて私はあなたの人格の全体性を尊重します。ですからあなたも私にそのように接してほしいです」といった相互的關係を意味するのだ。¹⁹⁾

- (1) 柴田元幸2003『Call Me Holden!』(村上春樹・柴田元幸2003『翻訳夜話2 サリンジャー戦記』(文春新書)所収)二二六頁
- (2) 実際に侵入実験の実施によって、「侵入」可能であることが二〇〇三年十月一日に判明した。実験は不正アクセス禁止法に抵触しないように三町村の許可を得て、九月二二日から十月一日まで実施され、外部からインターネットを通じて庁内LANに侵入し、そこからへ住基ネットへのサーバーに侵入する実験などが行なわれたものとみられる。庁内LANを通じてインターネットに接続している自治体は全国約八〇〇に上り、もし侵入可能な脆弱な経路が本当に発見されたのであるならば、総務省が強く否定してきた情報漏洩の危険性が「実証」されたことになる。これまで「閉じたシステムだから安全」と言い募ることで「閉じた」の意味を誤解させた総務省のミスリードと説明不足は、技術的な安全性よりも深刻な問題であり、これに対して佐藤俊樹は、「誤った説明で物事を始めてはならないというのは、民主主義の基本だ。イラク戦争もしかり、住基ネットもしかり」と痛烈に批判している(『朝日新聞』二〇〇三年一〇月一〇日)。
- (3) 土屋大洋2003『ネット・ポリテイクス 9・11以降の世界の情報戦略』(岩波書店)四七頁
- (4) 個人情報保護関連5法が成立した二〇〇三年五月以降、同法に関する書籍等が相次いで出版されている(『毎日新聞』二〇〇三年九月二三日)。代表的なものとしては、先ず、表現・報道の自由を守る立場からの岡村久道2003『個人情報保護入門』(商事法務)と、改めて問題点を指摘した日本弁護士連合会編2003『プライバシーがなくなる日 住基ネットと個人情報保護法』(明石書店)が挙げられる。推進側では、前内閣官房個人情報保護担当室長補佐ら立法担当官による個人情報保護基本法制研究会編2003『Q&A個人情報保護法』(有斐閣)や藤原静雄『逐条個人情報保護法』(弘文堂)、宇賀克也『解説 個人情報保護の保護に関する法律』(第一法規)、宇賀克也(司会)・藤原静雄・藤井昭夫2003『鼎談』個人情報保護法の立法過程を振り返って』『ジュリスト』No.一二五三などがある。またプライバシー保護の立場からは、田島泰彦・斎藤貴男・山本博司編著2003『住基ネットと監視社会』(日本評論社)や、各国の事情が詳しく報告されている白石孝・小倉利丸・板垣竜太編2003『世界のプライバシー権運動と監視社会 住基ネット、IDカード、監視カメラ、指紋押捺に対抗するために』(明石書店)などが興味を引く。
- (5) 臺宏士2003『住基ネット本格稼働と地方自治』『世界』二〇〇三年一〇月号・二三頁
- (6) (日本においてのみに止まらず)『デジタル・プライバシー』という問題に対しては、インターネット・コミュニティの足並みはどうも揃わない。この乱れは、プライバシーという問題が、案外アメリカ人にとっては新しい問題だからではないだろうか。ヨーロッパの圧力は、ルーズだったアメリカのプライバシー規制に見直しを迫った。すると、新しい技術による問題がどんどん出てき

た。これにどう対処するかという点でも意見がまとまらない」（土屋大洋2003：四七頁）。

しかし言説レベルでは、プライバシーや自由の問題をめぐって、渡辺公三2003『司法的同一性の誕生 市民社会における個体識別と登録』（言叢社）のほか、酒井隆史2001『自由論』（青土社）の問題設定を承けた、東浩紀・大澤真幸2003『自由を考える 9・11以降の現代思想』（NHKブックス）や重田園江2003『フーコーの穴 統計学と統治の現在』（木鐸社）、東浩紀2002―2003『情報自由論 データの権力、暗号の論理』（『中央公論』所収、二〇〇三年一〇月号で完結）など、きわめて個性的ですぐれた論考が提出されており、その射程はたんに新奇な語り口を競うといった水平的な多様性の水準に止まらず、船橋晴俊の表現を用いるならば、公論形成の場の「重層的な形成」と「質的な多様化」に寄与するものと評価できる。

(7) 小泉義之2003『レヴィナス 何のために生きるのか』（NHK出版）五一頁

(8) 例えば、櫻井よしこ編著2003『あなたの「個人情報」が盗まれる』（小学館）の帯のコピーは、「日本が危ない！ 住基ネットの導入で日本は情報戦に敗れる」であった。

(9) Lyon, David 2001 *Surveillance society: Monitoring everyday life*. Open U.P. 2002 『監視社会』（青土社）二一八頁

二〇〇三年夏の福岡一家殺害事件や長崎幼児誘拐殺人事件などの影響もあって、犯罪捜査や防犯における監視カメラ（あるいはNシステム）の有効性が論壇等で若干議論となったが、カメラに対する抵抗感が市民の中で薄らいでいることもあって、反対側は苦戦を強いられている（例えば、斎藤貴男2003『監視カメラと市民権』『論座』九月号や前田雅英2003b「犯罪統計から見た新宿の防犯カメラの有効性』『ジュリスト』No. 21251などを参照）。しかしながら、長崎の事件で家裁送致された少年に対する保護処分の決定の要旨によると、少年は幼児（駿ちゃん）を誘拐して立体駐車場まで連れ去り、「下腹部にはさみで暴行を加えたが、防犯カメラに気づいて動転。逃走の邪魔になると考えて、駿ちゃんを屋上から突き落としてすばやく逃げたという」。また長崎家裁は、「少年が他者との意思疎通に難があり、それに伴うさまざまな特異行動が見られたにもかかわらず、家庭や学校が問題意識を共有することがなく、指導を受ける機会を得ることができなかった」と指摘している（『毎日新聞』二〇〇三年九月三〇日）。監視カメラと他者への配慮や関心を喪失した社会との関連の方が早急に考えるべき問題ではあるまいか。

正高信男が「家（うち）のなか主義」と表現しているように、私的空間から公共の場（公的状态）に出ることを拒絶して（サルの的に?）「家のなか」感覚で二四時間を過ごすライフスタイルは、「やみくもに安全地帯のみを提供する母子密着型子育て」が定着したことで、発達段階で子どもに社会化を促す力が稀薄になったことに起因する構造的問題である（正高2003『ケータイを持ったサ

ル「人間らしさ」の崩壊(中公新書)を参照)。その結果、「誰かについて全面的に責任を引き受けることへの恐怖」、あるいは「自分たちが依存される対象となることへの嫌悪」が昂じること、「ひきこもり」や「少子化」といった「家のなか」のきわめて私的な問題が、近年公的な議論の対象として社会問題化している。「個々の若者が「家のなか」の範囲をどれだけの広さと自己定義し、自分が活動する領域をどこまでとみなすか」は異なるが、「いったんその縄張りを決定してしまうや、そこからなかなか足を踏みだそうとしない点では」見事に一致している(同一四頁)。「ひきこもり」と呼ばれている人びとは、自分の家のなかにすら「家の外」と認める空間があり、極端な場合は自室のみを「家のなか」と把握し、親ですら排除してその外へ出ることを拒む。それとは正反対に、ルーズソックスに代表される「ふつう」の若者は、通常の空間すべてにおいて、自室のような感覚でいられる(まったりくつろげる)のである(同一四・一五頁)。

しかし、こうした「家のなか主義」の前提として、フーコーが批判したような「社会は防衛されねばならない」ということが明確に規範として効いていくためには、内面が社会になりきる、すなわち自分という内面に公共空間がのめり込む(公共性に侵蝕・占拠される?)という機制が働いているはずである。学校のような「晴の場」ではない「藪の場」としての原っぱなどにおいて、本来は、「大人が「子どもはこうあるべきだ」という固定した観念で子どもを規定してかかるのに対して、子どもは、連帯可能であるかどうかで、相手を判断」するために、立ち振る舞いにおける「要領の良さ」は徹底して嫌悪され排除されていた(山中恒1986『子どもたちの太平洋戦争——国民学校の時代』(岩波新書)二〇七頁)。しかし、高度な自己コントロール(の技術)が要請される「心理主義化」あるいは「心理学化」(櫻村愛子)した社会においては、自他の人格を傷つけてはならないという「人格崇拜」と、新たな状況にスムーズに適応しながら物事を効率的に(要領よく!)進めなければならぬとする「合理化」あるいは「マクドナルド化」という二つの規範の妥協点として、逆に、個人の内面に介入せずにその行動をコントロールするような「環境管理型権力」が成立することになる(斎藤環200『心理学化する社会——なぜ、トラウマと癒しが求められるのか』(PHP研究所)二〇二—二〇五頁、東・大澤200も参照のこと)。

その結果、互いに他者を恐怖しながらも、寛容であれと命じられて生きることで、傷つけられることへの過敏な感受性が育まれて内面がきわめてフラットになり、残余なく「社会化された私」にまどろむことができる安逸な空間が「家のなか」と短絡される。しかもさらにグローバル化の文脈に接続されれば、(後述する社会システム論的な記述からすると)「世界Ⅱ社会Ⅱ私」という完璧な一致が達成されるのである。しかしながらその瞬間に、人間が個として闘うことも、それを決意することも、何かを選択する必

要もなくなり、選択を強いられるという意識ですら消滅してしまうことになりかねない（すが 絳秀実・長原豊²⁰⁰「煙——残余が抗う」『ユリイカ』一〇月号・一五六一—一五八頁）。「ずっと後ろめたくいさない、あなたは他者にとって極めて嫌な存在だし、自分がその極めて嫌な存在であることを、自分でもって、自己責任でもって確認しなさい」（長原豊・同一五九頁）。

「世界の否定・世界への異議申し立てができるほどの自我は、何かに支えられている必要がある。より正確に言うと、支えられているのだ」と思い込む必要がある。その思い込みが、大部分、消えてしまったのだ。」

（由紀草一²⁰⁰『団塊の世代とは何だったのか』（洋泉社新書）二二頁）

こうした「心理主義化」は何ら新しい現象ではない。「核時代」が強いた「絶対的」な感覚として、戦争反対の根拠を「人類絶滅の脅威」に最終的に収斂させることが可能であった戦後日本の「反戦平和」において、個別的反戦論と絶対平和主義が大きな対立を経験することなく共同することができた反面で、個々人の思想が問われない、という弱さ（内実の貧しさ）も抱え込まれることになった。当然「マヌーバー」がはらむ問題もあるのだが、それぞれの違いをふまえて「連帯可能かどうか」を模索するのではなく、そうしたプロセスを経ないで、一挙に「心理主義」的に癒着してしまったのである。これに関して、きわめて皮肉にも「日本」という空間が自己完結的な閉鎖空間として表象される回路を「反戦平和」運動が提供することになる」という歴史的な経緯（あるいは現状）を省みてみると、坂本義和が「平和運動における心理主義的アプローチ」と呼んだ、「論理的・原理的には性格を異にする運動を、『……』明確な区別や差異の自覚なしに、もっぱら心理的に媒介することによって、運動のエネルギーを調達しようとする傾向」が指摘される（道場親信^{200a}「反戦平和」の戦後経験 対話と交流のためのノート）『現代思想』六月号・一三九頁、一二六頁）。

このように戦後日本の「反戦平和」の運動経験を反省的にとらえ直してみると、カール・シュミットが当時の生物学に依拠して深化させたラウム概念による（空間認識の次元からの）モデル批判が想起される。それによれば、物体の運動が自然科学的空間の規定下で記述されてきた従来のパラダイムとは異なり、「世界が、空間の中にあるのではなくて、空間（ラウム）が、世界の中にあり、世界に属しているのである。ラウムのなものは、事物に従って事物の中でのみ生じる」。すなわち、「運動から空間的、時間的造形が生じる」のである。したがって、「ある種当たり前の事実」ではあるが、具体的な秩序というものは、「真空空間への単

なる登記」ではなく、「現実の状況や事象に対応」して生じるはずなのに、技術的次元での戦術優先の合理主義と運動圏構築の志向における心理主義が結託することで、「具体的事物の運動の帰結として生じるはずの空間を、事物の運動以前に措定し、具体的事物よりも抽象的な空虚な空間を優位においてきたのである」(竹島博之2002『カール・シュミットの政治「近代」への反逆」(風行社)一七八頁)。

(10) 田村元彦1997『ローカルにおける公共性(1)』『早稲田政治公法研究』第五五号を参照のこと。

(11) 以下の記述は、小笠原泰2003『日本の改革の探究』(日本経済新聞社)二一五―二一九頁を参考にした。

(12) 例えば、「その場を凌ぐ」とか「場を繕う」という表現に端的にみられる。

(13) 小笠原泰2003・二一六頁

(14) 加藤秀治郎2003『日本の選挙 何を変えれば政治が変わるのか』(中公新書)二五―二八頁

〈住基ネット〉に関して述べるならば、プライバシーは社会的な公益とトレードオフの関係にある「かのように」見做されているので、不安などの曖昧な感情にもとづくプライバシー権は制限されてもしかたがないという意見もある。プライバシーの包括的な保護自体が一定の公益に結びつくはずなのだが、両者の関係を「バランス」という言葉で表現することで、「公益性のためなからある程度プライバシーが犠牲になってもしかたがない」という意見を擁護するためにのみ用いられ、奇妙なことに、その逆にはほとんど使用されない。水谷雅彦はこうした「バランス問題」を批判しつつ、同意によって個人の自己情報が他者に譲渡(伝達)されたとしても、プライバシーの権利そのものが譲渡されたわけではなく、「撤回可能な同意」ということこそが、さしあたってのプライバシーの本質的な要件であることを強調している(水谷雅彦2003a『プライバシー概念の再検討と現実的諸問題』『ライブラリ電子社会システム5 情報倫理の構築』(水谷雅彦・越智貢・土屋俊編著、新世社)一一五―一八頁)。「要は、「公益性」というものを誰がどのようにして評価するのかということ、すなわち「バランスを計る」のは誰かということが問題なのである」(同)一八頁)。

(15) 小笠原泰2003・一九二頁

こうした意味で、日本社会は契約社会(基本的役割を組み替えていく制度社会)ではなく、固定的な役割構造を前提とする運用社会にならざるをえない。社会や組織システムを円滑に動かし、「最適化」することを主眼とする日本の制度は、かなり緩やかなものであり、ややもすると、存在する制度の実態はかなり形骸化していることが多い。ただし、日本は中国とは違って、制度内で

の運用（制度の存在が前提）である。制度外での運用が多い中国では、制度による管理統制を志向すると、逆にシンガポールのような運用を排除した厳格な管理国家になる可能性が高い（同二〇八頁）。また、パットナムが手がけた日米における反応に関する比較研究によると、日本で高い信頼を得るのは、やはり「個々の状況に合わせた行動と個々の状況に合わせた言葉による応答」である（猪口孝²⁰⁰³『日本政治の特異と普遍』（NIT出版）八五・八六頁）。cf. Putnam, Robert 1997 "Democracy in America at Century's End." in Axel Hadenius, ed. *Democracy's Victory and Crisis*. Cambridge University Press, pp.27-70.

日本においては企業も地域社会も教育も、「その内部に同調しているかぎり有利になる制度」から成り立っており、誰も責任をとらないし、責任を問えない無責任社会を作り出している。そもそも日本社会をアメリカ的な意味での「契約社会」として描くこと自体に無理があり、後述するように、ゲーム理論を用いた情報の経済学は契約アプローチを適用することで、そうした問題を覆い隠す役割も負っている（金子勝²⁰⁰³『経済大転換——反デフレ・反バブルの政策策——』（ちくま新書）八〇頁）。

(16) 田村元彦¹⁹⁹⁷・二〇五頁

局所的な「正」が恣意的に「公」を標榜しがちな「おほやけ構造」は、二〇世紀末の政治経済の危機に対応できず、今日の日本政治にとって大きな不幸をもたらしている。例えば大嶽秀夫は、「期待と幻滅のサイクル」を生んでいる構造的要因として、政治の「道徳主義的」解釈の蔓延によって台頭した「改革派」が、常にマクロ経済的に誤った政策を採用・推進してきたことを挙げている（大嶽秀夫²⁰⁰³『日本型ポピュリズム 政治への期待と幻滅』（中公新書）「あとがき」）。そうしたサイクルの基底には、「民主主義の正統性と枠組みへの信頼は高いのに政治と政治家への不信が続いている」という、この国の政治にみられる不協和」が存在している（猪口孝²⁰⁰³・七三頁）。局所的な「公」の併存によって構成される日本社会においては、内部結束と安定を志向して、「集団内で不確定要素とリスクを最小限に抑える一方で、信頼が集団の外に向けられたり、危険負担が外部に及んだりしないようにする」ために、「一般化された互恵主義」が成り立たないのである（同九五頁）。

(17) 平田恵子²⁰⁰³『外交』『アクセス 日本政治論』（平野浩・河野勝編、日本経済評論社）第11章・二五一頁

朝日新聞記者の薬師寺克行は、外務省には「重要問題に関する多様な意見をきちんと統合し、最終的に外相や次官が結論を出し、横断的に連携して対処できるシステム」が不在であり、「その国の属する地域を視野において」「時代の変化や国際情勢の変化など時間的要素を入れた」面的な広がりを持った発想での政策決定が欠落していることを厳しく批判している（薬師寺²⁰⁰³『外務省——外交力強化への道』（岩波新書）を参照）。彼は日本外交の特徴を類型化して、①二国間外交重視（その結果としての組織の縦

割り文化や縄張り意識、秘密主義)、②日米安保と外交政策の面での思考停止、③前例踏襲主義の応答要領文化、④アジア外交の不在、の4点を挙げている(同第4章)。

(18) Calder, Kent E. 1988 Japanese Foreign Economic Policy formation : Explaining the Reactive State, *World Politics*, pp.517-541.

(19) 二〇〇三年九月のWTO(世界貿易機関)の閣僚会議においても、外務・経済産業・農水の3閣僚に加え、自民党の農水族や農協関係者など総勢三〇〇人規模の代表団をメキシコのカンクンに送り込んだ「日本は自国の利益、とくにコメにこだわって、貿易自由化という大きな利益を忘れている」との見方を米欧、途上国の双方からなされている。本来の説得の相手である途上国が存在している「会議場でなく、国内の特定勢力をにらんでいるウチ向きの交渉姿勢」は、会議に直接参加しないNGOの影響力が着実に強まっている国際環境の変化に対応できるものではなかった(『朝日新聞』二〇〇三年九月一五日)。田中外相の更迭のきっかけとなったアフガニスタン復興支援国際会議へのNGO出席問題を想起するならば、「おほやけ構造」におけるミクロとマクロをリンクする水準での不整合による日本外交の機能不全が顕在化したものといえる(NGO出席問題については、原田勝広2002『ドキュメントNGO拒否』(現代人文社)を参照)。

前出の薬師寺克行は、「外務省が独占的に外交をする時代は終わり、公衆が広く参加し外交を作り上げていく時代が来ている」として、「パブリック・ディプロマシー」(「開かれた外交」?)の重要性を指摘し、「外務省が政策や情報を国内外に広く説明し、理解を求め、公衆とともに外交を展開する」ことを説いている(薬師寺2003:二〇七・二〇八頁)。さらに彼は、「社会全体の問題に関心を持つ層」である「パブリック・インテレクチュアルズ」(有識者)の層を厚くすべきであるとの五百旗頭真の主張を引いている(同二二三頁)。異論(異なった意見や見方)をとり入れることは、政策に多様性と柔軟性、戦略性をもたせることにつながり、その選択に幅ができる。そのためにも「外務省による積極的な情報開示」と「官民の領域を超えた情報交換や意見交換の場の設定」が必要なのである(同二一五頁)。

(20) 以下の記述は、伊藤公雄2003a「男女共同参画」が問いかけるもの 現代日本社会とジェンダー・ポリティクス」(インパクト出版会)第2章を参考にした。

また伊藤公雄は、近年提案されるようになった「男性も仕事の顔以外の複数の顔をもとう」という「男性の複顔主義」について肯定的な評価を下している(伊藤公雄2003b「らしさ」という神話」(日本放送出版協会 二〇〇頁)。これは男性だけに関わるものではなく、公共性とプライバシーが交差する地点でのミクロな政治における人間の演技性(仮面＝ペルソナ)を擁護するものとし

て、本稿の趣旨と合致するものである。すなわち、他者との共存の模索は、人間に内在するおぞましき動物性(野蛮・暴力)を制御することに帰結するため、いわゆる「人間性」とは、各人に自然に備わっているものではなく、特定の制度や文脈の中で人為的に構築されたものである。それ故、「人間性」の本質は、「絶え間なき「対話」を通して生み出される「多元性」」である(仲正昌樹2003『不自由論——「何でも自己決定」の限界(ちくま新書) 六七頁)。

公共性とプライバシーとの関係を自己イメージをめぐるポリティクスとして動態的にとらえようとする本稿においては、きわめてステレオタイプな本質論的イメージを抽出・提出しがちな「差異のポリティクス」とは異なっており、「人間らしい生き方」についての自分なりのイメージをめぐる、様々な立場の人びとが公的に表現し続けている状態こそが、「人間的」であるという認識を強調しておきたい。これはすなわち、自分をどう見るかという自己定義だけではなく、他者(他人)からどう見られるかという問題にも関係しており、各人の個別のプライベートな事情にもとづく「多元性」を容認する社会システムの構想へと接続する認識である(加藤尚武編著2003『倫理力を鍛える』(小学館) 一一二頁)。

また「人間」以外の生物においても、繁殖をめぐる両性の利益の対立である「性的葛藤 sexual conflict」が起る進化の戦場において、雄と雌の特徴は互いの適応に應えるかたちで(適応と対抗適応によって)「共進化すること」が近年観察されている。「両性間に争いが存在するという考えは勝利者と敗者があることを意味するが、性的な相互作用を共進化の過程の一部として考えるなら、どちらかの性が文句なしの勝利者であるのかは明らかではない」(Birkhead, Tim 2000 *Promiscuity: An Evolutionary History of Sperm Competition and Sexual Conflict* II 2003『乱交の生物学 精子競争と性的葛藤の進化史』(新思社) 三二八頁)。

(21) 例えば、社会権規約NGOレポート連絡会議編2002『国際社会から見た日本の社会権』(現代人文社)を参照のこと。

(22) 伊藤公雄2003 a・一〇四頁

(23) 高井有一の小説『時の潮』より(井崎正敏2003『天皇と日本人の課題』(洋泉社新書) 二〇八頁)。

(24) 男女平等への「バックラッシュ」現象については、例えば、斎藤貴男2003 a『空疎な小皇帝 「石原慎太郎」という問題』(岩波書店) 第4章を参照のこと。

(25) 伊藤公雄2003 a・一〇五頁

当然のことながら、個々の具体的な言説を分析する際には、誰(どういう立場の人)による、誰(どういう立場の人)に対するものかについての文脈設定が必要であるのだが、現在は、そうした規定抜きで公理のごとき言葉が存在しうるかのような露悪の振

る舞いに占拠された言論状況にある。

石原慎太郎東京都知事による「ババア」発言に対して東京地裁に提訴した原告側の主任弁護士は、次のように述べている(佐野眞一2003『てっぺん野郎 本人も知らなかった石原慎太郎』(講談社) 四四〇・四四一頁)。「ひとつは『また言ったか』という反応です。石原さんは言葉によって人をすくめさせる力をもった人です。言葉を操作して人の行動を制約させていくのがうまい。それを即興の毒舌として聞き流した人もいますが、その一方で二度と立ちあがれないほどの衝撃を受けた人たちもいる。生きていくことを否定されたというか、生きていくべきではないというメッセージとして深刻に考えた人たちです。:(略):一般的に“女性を代表して裁判をやる”などということは認められていませんが、今回のような発言によって“私が傷ついた”という場合には当事者性がありますから、裁判は成立するものと考え、提訴に踏みきました。これに対して、ジャーナリストの佐野眞一は、「慎太郎発言をあえて暴言、妄言と問題にせず、笑い飛ばしてすますことが、あたかも世の中をうまく渡って行くマナーのようなものだ」と考えている人が、異を唱える人をはるかに凌駕している」ことを的確に指摘している(同四四〇頁)。

(26) 小笠原泰2003…一一六—一二二頁

(27) 小笠原泰2003…一一八頁(図3)

(28) 小笠原泰2003…一二二頁

小笠原はこうした変化を、「よい意味での階層化が進んでいると捉えるべきではないだろうか」と肯定的に評価している(同一二二頁)。これは、小笠原の「日本人の神話」(の解体)をめぐる語り方自体が招き寄せてしまう陥穽なのではないか。現在の社会問題や教育問題は、国家が市場経済の価値増殖をできる限り大きくしていくために社会領域を選別して、そこに限定されたリソースや資本を投入していくような、ある意味で「公」の再編成ともいえる一九九〇年代以降の新自由主義改革によって深刻さを増しており、「こうした新自由主義・市場経済の暴力によって痛めつけられる人々や、階層化によって社会の底辺で生きること強いられる人々に対して、「日本人」というカテゴリーはその問題性を隠蔽し、人々を統合する機能を果たすことになる」(大内裕和2003『教育基本法改正論批判——新自由主義・国家主義を越えて』(白澤社) 一三二頁)。

(29) 正高信男2003…二二四頁

(30) 伊藤公雄2003 a…一一〇頁

丸山タケシは、「トリビアの泉」素晴らしきムダ知識」(フジ系)の人気を分析して、「へえ」という言葉の持つ傍観度もあって、

「ムダ知識を本気で欲している視聴者よりは、むしろ、この乾いた客観性におかしみを覚えて見ている人のほうが多いのではなからうか」との考えを示している。「へえ」は時代の空気そのものであり、「何にせよ「へえ」で済ませる傍観・無関心の時代と言えなくもない」（『朝日新聞』二〇〇三年九月一六日夕刊「TV構造改革」）。

これに関しては、北田暁大²⁰⁰²「テレビの視線と裏りテラシー」『月刊言語』十二月号/同^{2003 a}「嗤う日本のナシヨナリズム——「2ちゃんねる」にみるアイロニズムとロマン主義」『世界』十一月号なども参照のこと。

(31) 柴山哲也²⁰⁰³『戦争報道とアメリカ』（PH P新書）一六五頁

さらに柴山は、「観客客観主義」というテレビ朝日の日下雄一プロデューサーの造語を紹介し、それを「安全地帯に身を置いて観客のようなスタンスで戦争を見る姿勢や立場」と説明している（同一一六五頁）。

(32) Sontag, Susan 2003 *Regarding the Pain of Others* 2003 『他者の苦痛へのまなざし』（みすず書房）六頁

「共感」あるいは「同情」という感情は、当然ながら他者と結ぶ大事な懸け橋である。しかし、「感じがいい」というニュアンスをもつフランス語の「共感的 sympathique」が「深くない交わりのなかで使われることが多い」こともあり、「共感」や「同情」は「自分にとって」という立場を決して離れないし、自分の利害や不快という視点からのみ他者を見ることでわき起こるものである。実際にも、人が他者に共感する時には、そこには必ず自分の感覚や考えに対する肯定（自己愛）が挟み込まれている。

「われわれは、憐れみを持たずに親切であることはできないのであるうか」（キケロ）

レッシングは、盟友メンゼルスゾーンをモデルとする戯曲『賢人ナータン』においてキリスト教・ユダヤ教・イスラム教にわたる宗教的寛容の理念を描いているが、「宗教的寛容」といっても、それは「何でもあり」の安易な無差別性を意味するのではなく、各宗教の自律はもとより、各宗教の相互承認、各宗教相互間の敬意をも帰結する。「何千年もの後の世」というクライマックス部分での台詞で表現されるほどの、長くて険しい人類史レヴェルの問題の解決に向けて、レッシングは「真理」よりも「対話」の可能性を愛した。しかし、そうした彼のなかに、他者に対して開かれた「友情」を通して「共通世界」を継承・発展させていくという、新しい政治のパラダイムを発見したアレントは、「共感」は本来無差別的な性格であるが、自己に対するある種の甘やかさも看取されことを指摘している（福田和也²⁰⁰²『成熟への名作案内』（PH P研究所）七四―七九頁）。百花繚乱の趣すらある他者をめ

ぐる言説も、共感を経由せずに行動することができない人間の弱さに対する理解なしには、倫理とは無縁の、たんなるお説教に堕してしまふだろう。

(33) 井崎正敏 2003…二二三頁

(34) 佐野眞一 2003…四二三頁より再引用。

(35) 佐野眞一 2003…四二三頁

(36) 井崎正敏 2003…一九頁

(37) 柴山哲也 2003…一七二頁

(38) 猪口孝 2003…三八頁

(39) 例えば、辛淑玉 2003『鬼哭啾啾 「楽園」に帰還した私の家族』（解放出版社）に付された資料「二〇〇二年九月一七日以降に起きた在日朝鮮人に対する嫌がらせ事件にかかわる報道から」（二七九—二八三頁）のほか、藤田裕 2003「在日コリアンの子どもたちに対する嫌がらせ実態調査」『世界』一〇月号や、金栄 2003「九・一七」と「朝鮮表示」在日朝鮮人」『情況』一〇月号などを参照のこと。辛淑玉の「日本にある差別を解消しよう、そして共にこの日本で生きていこう、という言葉を発表してくれる人はいなかった」というあまりに痛切すぎる認識を、日本社会は非情にも遮断し続けているのである（辛 2003…一四二頁）。

(40) 井崎正敏 2003…一八八頁

(41) 「恐怖」による不安の操作という政治技術については、『現代思想』二〇〇一年六月号（特集「恐怖の政治学」）所収の諸論稿を参照のこと。

ジム・カレンによると、アメリカ人の夢とは、①社会のはしごを上ること、②平等な機会が与えられること、③新天地で成功すること、④そうした結果として自分の家をもち幸せな家庭をきずくこと、の四つに整理できる。そのためハリウッドは、「アメリカン・ドリーム」を描き、売ることに力を入れてきた。その「アメリカン・ドリーム」の裏返し（負の夢）であるのが、恐怖（ホラー）である。消費をうながす夢の追求と並んで、恐怖もまたコンシューマリズムの要因であり、かつ結果でもある。『ボウリング・フォー・コロンバイン』においてマイケル・ムーアは、同じように銃であふれた社会でありながら、アメリカに対してカナダではなぜ銃撃悲劇が稀なのかと設問し、アメリカ人が恐怖に煽られて物資の備蓄に狂奔する映像（その例として「二〇〇〇年問題」によるパニックの映像）を挿入する。「その際、パニックから自分の身を守ろうとして、一部の人は大量の水や発電機などまで

も買い込んだ。そうした映像の挿入によってムーアは、アメリカ社会の病根は、恐怖によって消費が煽られ、消費を刺激するため恐怖が煽られること、恐怖にかられ銃を買い、銃が氾濫するから恐怖にかられることだと告発する」（赤木昭夫2003『ハリウッドはなぜ強いのか』（ちくま新書）九五頁）。

黒沢清との対談において篠崎誠は、D・W・グリフィスの『国民の創生 THE BIRTH OF A NATION』（一九一五年）のラストの「反動的」な設定（家（Ⅱ内）にいる白人を外から襲う黒人）を、ジョージ・A・ロメロの『ナイト・オブ・ザ・リビング・デッド』（一九六八年）が批判的に読み替えようとしていることを指摘している（家にいる黒人を外から襲うゾンビー）。それに対して黒沢清も、「ナイト・オブ・ザ・リビング・デッド」は、ゾンビーも怖いけど、それを撃ち殺すライフルを持った男たちも怖いっていう。主人公もそれで撃たれるっていうのはわかりやすいけど、いいよね」と述べ、「ホラー映画の歴史にとつての六八年の意味」を提示している（黒沢清＋篠崎誠2003『黒沢清の恐怖の映画史』（青土社）一〇五・一〇六頁）。

(42) 小泉義之2003・五三頁

(43) 香山リカ2002を参照のこと。

(44) 水島朝穂1995『現代軍事法制の研究』三・四頁（大川正彦2003「親密圏とニーズ——生きている場、死なれた他者、死なせた他者」

『親密圏のポリティクス』（齋藤純一編、ナカニシヤ出版）六六頁より再引用）

(45) 大川正彦2003・六七頁

(46) 太田昌国・酒井隆史・富山一郎2002「暴力と非暴力の間」『インパクション』132・一〇頁

(47) 小中千昭2003「ホラー映画の魅力 ファンダメンタル・ホラー宣言」（岩波アクティブ新書）一八四頁

(48) 小中千昭2003・一一〇頁

(49) 大川正彦2003・六五頁

(50) 遠藤郁子＋陣内秀信＋三木亘＋武者小路公秀2002「（座談会）内なるヨーロッパを超えて」『別冊環⑤ヨーロッパとは何か』（藤原書店）二〇七頁（中東歴史生態学者の三木亘の発言より）

(51) 松本礼二・川出良枝1997『近代国家と近代革命の政治思想』（財団法人放送大学教育振興会）二六・二七頁

(52) 松本・川出1997・二七頁

(53) 以下の記述は、松本・川出1997・二八・二九頁を参考にした。

- (54) 人間の争いの多くは、ことばの解釈をめぐる争いに端を発しており、ホップズは誰よりも「ことばの悪用」の可能性を意識していた。二〇〇三年八月二十九日、イラクの大量破壊兵器についての情報操作疑惑の渦中にあったイギリス首相府のキャンペーン報道局長が辞任した。「賢者の計算器」としてのことばの力を信じて、政府の圧力にも屈せずに真実の報道を貫いたBBCの勝利でもあった。ジャーナリスト出身のキャンペーン局長は、労働党のイメージ刷新とブレア政権誕生に大きく貢献し、政権入り後もメディア対策で辣腕を振るい、「スピン・ドクター」ならぬ「スピン・スルタン」の異名をとっていたが、ことばを「愚者の貨幣」として濫用する「戦争広告代理人」へと転落してしまつたのである。「政治的な動機からの情報操作」を意味する「スピン」という用語が頻繁に登場する時代について、国際政治学者の李鍾元は、「おそらく冷戦終結とグローバル化による世界の流動化が、従来の判断基準の揺らぎをもたらし、浮遊する大衆がイメージに影響されやすくなつてきた状況が背景に」あり、「自らの政策への支持を動員すべく、どの政府も情報を選別的に管理し、利用しようとする衝動に駆られる」と分析して、民主主義そのものに内在している情報操作の危険性について警鐘を鳴らしている(『毎日新聞』二〇〇三年九月一七日夕刊)。

- (55) ホップズの政治理論の背景には、内乱からピューリタン革命に至るイギリスの政治状況があり、「死の影が漂っている」とよく評されている(松本・川出叻・三〇頁)。

- (56) 黒沢作品『白い肌に狂う牙』(一九七七年)における吸血鬼のナレーションより(黒沢清十篠崎誠2003:三〇三頁)。

- (57) 大川正彦2003:六二頁

- (58) 大川正彦2003:六六頁

- (59) 姜尚中は、「いまの憲法の意味や役割が機能転換して、国家の改造を進める側にとつては、憲法がむしろある種の「盾」になつて」おり、「内側に対してもグレーゾーンをどんどん広げていくために」、「憲法は使い勝手のある一つのツール」と化していることを冷静に指摘して、「だから憲法を生かすビジョンを具体的に展開しないと、憲法を守れというだけでは、逆にグレーゾーンを広げる場合の言い訳に使われる」と危惧し警告している(姜尚中2003c『アジアの孤児でいいのか』(ウェイツ) 六〇頁)。

アメリカの歴代政権の中でも現在のブッシュ政権(「チーム・ブッシュ」)は、「規律」と「効率」と「集中」にすぐれているが、その度が過ぎることで(盲従や単純化などの)さまざまな弊害を生み出し、場合によっては周囲がいつさい見えなくなる「遮断」状態、あるいは「集団的浅慮」の罫に嵌つてしまう。「実践的であること」に対する強迫観念は、知力と実践力の相関性を切り離してしまふのである(Kettl, Donald F. 2003 『TEAM BUSH “最強の超大国”を動かすリーダーの本質』(PHP研究所) 一八二

一八四頁)。ブッシュ・ジュニアのように思考自体をブレインに「丸投げ」してしまふ傾向は、小泉純一郎にも見受けられる。

こうした過度の「適応」は、教養の一つの機能ではある。しかしながら、竹内洋が強調するように、教養（文化）には「超越」「自省」の三つがあり、エリートにとって何よりも要請されるのは「現実を超える超越の精神や畏怖する感性」なのである。「現実の政治や官吏としての仕事を相対化し、反省するまなざし」により、「自分と戦い、ときには周囲に煙たがられ、自分の存在を危うくする」ような「じゃまをする教養」を（再）提唱する竹内が述べているように、本稿の主張にも関連する「教養の培われる場としての対面的人格関係」は、「人間における矜持と高貴さ、文化における自省と超越機能の回復の道の探索」において非常に重要な視点である（竹内200『教養主義の没落 変わりゆくエリート学生文化』（中公新書）一四〇一―一四六頁）。

しかし実際に、ノーマ・フィールドが「戦争と教養」と題された東京経済大学での講演（二〇〇三年七月二日）で述べているように、「今の生活を失いたくない」、「この生活を脅かさず、何とか根本的な変革に参加できないか、と実に空虚な願いを温めているだけでは」、「正義の奇跡的到来」に対する無力感や徒労感が募ることで、退廃を引き起こすのみだろう（『世界』二〇〇三年一〇月号）。「アメリカのイラク攻撃実現は、アメリカの教養教育、つまり、リベラルアーツ・エデュケーションの失敗を意味しているのではないか」という彼女に対する徐京植の問いかけの意味は重く、教養と公共性の関係は、別に論じるべき大きな問題である。「すべて真の生とは、出会いである」とのマルティン・ブーバーの言葉を引くまでもなく、彼女による「身近な他者」と出会うことの提言はきわめて実践的であり、以下のような「出会いの困難」を認識することからスタートされるべきである（同一六六頁）。

「……海外の「他者」との出会いが与えてくれる刺激は想像に難くありませんが、果たしてもうちよつと身近な他者との出会いは可能であろうか、と。たとえば日本の都市にすむホームレスの人々との「交流」が可能だろうか。自分と同じ社会の成員であり、一応共通の言葉を話し、容姿もそう違わない人間の惨めさ、みすばらしさを観ることに私たちは抵抗を感じるのではないのでしょうか。その抵抗の背後には一種の恐怖が潜んでいませんか。私だってあなってしまうかも知れない、という。海外の「他者」はこのような恐怖を引き起こさないでしょう。」

「この距たりを埋めること、それがわたしたちの闘い、わたしたちのゴールであり、もうひとつ別の世界への展望でなくてはならぬ」（Amundhati Roy）

- (60) 矢部史郎2003「野蛮人になるために考えたこと」『現代思想』一〇月号：一六二頁
- (61) 重田園江2003：一六頁
- (62) 重田園江2003：一三・一四頁
- (63) Foucault, Michel 1966 *Les mots et les choses : Une archéologie des sciences humaines*, Gallimard. 1974『言葉と物——人文科学の考古学』(新潮社) 三三八頁、二五七頁
- (64) Fodon, Jean-Michel 1998 *La Projection nationale : cinéma et nation* 2002『映画と国民国家』(岩波書店) 二四頁
- (65) Fodon 1998 2002：二五頁
- (66) Fodon 1998 2002：二八頁
- (67) 以下の記述については、石川文康2001『良心論』(名古屋大学出版会) 一八六—一八八頁を参考にした。
- (68) そのような「良心特有の時間性」が内包する「事後性」によるドラマ的な構成については、本稿が提示している「時間のずれの中で一人の人物の人生を再読する」という個人レヴェルでのプライバシー概念の再構成にも関係する。「直江庸介の言動の意味を、死んだ後になって明らかになった脈絡の中で読み直すとき、我々は限りなく直江という人物に引き寄せられる。そのとき、音楽が時間芸術であることが、直江の存在と見事に連動するのである。その旋律、その和音がその瞬間に鳴り響くことが音楽の特質であるが、次の瞬間その音は消えている。聴いている者は、音が消えた後になって、音の意味が現れてくるという音楽の持つ儚さにひきつけられ、そこに支笏湖に消えた直江庸介の存在を感じとるのである」(篠原沙里2003『人はなぜ『白い影』を語り続けるのか 直江庸介という誘惑』(光文社) 一一二頁)。また漱石の『こころ』における「遺書」と「遺産」という主題系は、死者との絶対的な関係、あるいは「生者の時間と分かちがたくある凝縮された死者の時間」をひたすら生きる「先生」の態度によって、「時間とは生き方であり倫理である」という日本人の普遍的な時間感覚(ないしは時間意識)と結びついている(高澤秀次2003『戦後日本の論点——山本七平の見た日本』(ちくま新書) 四九頁)。
- (69) 石川文康2001：一八七頁
- (70) 「再現」に関わる演劇や制作における「未だ到来したことの無い自己」を呼び寄せる振舞いを指摘する伊藤徹は、その卓抜な柳宗悦論において、柳の思想に胚胎した「手としての人間」という人間像の核心には、「理性によって取り込まれないかたちへと

開かれてある」という根源的な受動性があるとすると、「作ることは、ここで作為という言葉に見られる人為性や能動性とは別な側面、「待つ」、「待ち受ける」といった受動的側面を顕わにしてくる。あるいは、主体は作ることに於いて、かたちの結実とともに変貌を強いられていく」(伊藤徹2003『柳宗悦 手としての人間』(平凡社) 二二三頁)。これはいわば、人間の「スタイル」の問題であって、類型の積み重ねによる繰り返しを繰り返した「未完結性という時間の特性」をもつ(酒井隆史2003『スタイルと「民衆」』『現代思想』一〇月号:一〇一頁)。

(71) 伊藤徹2003:一八五頁

(72) Kotze, John 1984 *Outliving the Self*. John Hopkins U.P. pp.10-16.

(73) 今田高俊2001『意味の文明学序説 その先の近代』(東京大学出版会) 三三五頁

今田は、将来世代のエンパワメントの支援において目標とされるものを、「自己決定する技術と力、価値と葛藤をマネジメントする技術と力、さらには悲痛なことや死と向きあうことへの対処法までをも含む」とする(同三二五頁)。

(74) 坪郷實編2003『新しい公共空間をつくる 市民活動の営みから』(日本評論社) 九頁

(75) 野矢茂樹2003『訳者解説』(ウイトゲンシユタイン『論理哲学論考』(岩波文庫) 所収) 二三八頁

(76) 千葉一幹2003『賢治を探せ』(講談社選書メチエ) 二二四―二二九頁

(77) 千葉一幹2003:二二二―二二三頁

ここでの「三人称性」は、千葉が説明しているように、「その発話の現場には帰属しない第三者、すなわち三人称的人物により保証される」が、絶対神のような超越性は想定しておらず、「単に話し手―聞き手という発話の現場に帰属しない者すべてを意味する」ことにしておく(同一五・一六頁)。

ノンフィクション作家の吉岡忍によると、若き日の石原慎太郎は、「文学が現実に対し無力だというあたりまえの事実」に苛立って、インテリが集まってデモをすることなどよりも、「書く」という行為によって「一人の読者をテロリストとして駆逐するという事実のほうが貴重ではないか」とすでにエッセイで問いかけており、彼のテロ肯定(教唆)まがいの発言は一貫しているといえる(『週刊現代』二〇〇三年一〇月四日号:一六四頁)。石原は自身のテロ肯定の発言について、九月二五日の都議会で「拉致問題も一年たつて風化してきたため、自民党総裁選の対立軸に据え直そうと、ああいふ表現をした」と述べ、さらに「投げたルーアにバカなメディアがだばハゼのごとく食いつき、国民は(外務省が)何をやっているかということ認識し直してくれた」とも言い放

ち、「ゴルフでいうとインテンショナル(意図的な)フック。うまくパオンできた」との表現で、発言が計算ずくだったことを強調している(『読売新聞』二〇〇三年九月二六日)。パフォーマティヴであるがゆえに制御不可能な言葉への不信が、彼の言動の背後にあることは確かであり、そうした不信と苛立ちによるニヒリズムが逆に、「計算ずく」であるかのように映る価値紊乱的な彼のパフォーマンスにつながっている。

フロイトの「無意識の発見」に強い衝撃を受けることで、「自己創造 self-creation」の理念に規定された十九世紀におけるアイデンティティ理解は、「本来的自己」authentic self あるいは「ほんもの authenticity」の系譜に属し、一方では芸術家を「本来的自己」の範型とみなす美学理論に、他方では、ニーチェやワイルドなどの自己の「美学」に結晶し、生を一個の芸術作品、主体による絶対的創造の所産とみなす視座を産み出した(Trilling, Lionel 1971 *Sincerity and Authenticity* 1989)。「誠実」と「ほんもの」(法政大学出版局)を参照。「無意識過剰」(江藤淳)な言動を擬態した「文学主義者」石原にとって、「社会のあらゆる関係性のうちに「ほんもの」への桎梏が見出され、そこから自己を解放する闘争に倫理—政治的な意味が与えられるようになったのは必然であったとさえいえる」(田中智彦2001「ラディカル・デモクラシーの政治思想——シヤンタル・ムフにおける自由・差異・ヘゲモニー」『政治と倫理のあいだ——21世紀の規範理論に向けて』(千葉真・佐藤正志・飯島昇藏編、昭和堂)第二章 第四章・二五六頁)。そう考えるならば、ニーチェを参照点とするポストモダンの言説や心性と石原が再注目されるような時代がシンクロするのも首肯することができる。

表出された言葉によって、当の語る主体が縛られてしまうという効果は、権力論的な観点からすれば、例えばカウンセリングの場において、かりに彼/彼女が「自由に」語っていたとしても、話しているうちに、自分の内面の問題を発見させられ、自ら望んだように「自分が問題を抱えた主体である」ということを受け入れさせられてしまう、といった機制とよく似ている。媒介的審級とクライアントのあいだの調和/不調和の偏差によってその場自体が「権力関係の磁場」として効果することで、結果的に環境システムの問題(社会に生じている諸矛盾)の解決には向わず、それと適合できない個人の問題に還元しようとする問題設定のすり替えが起きるのである(斎藤環2003・九八頁)。

(78) 千葉一幹 2003…一五頁

(79) 千葉一幹 2003…一四九頁

(80) 千葉一幹 2003…一九五—一九八頁

(81) 橋爪大三郎2003 『人間にとって法とは何か』(PHP新書 五一頁)

(82) 橋爪大三郎2003 …四七―五頁

(83) 橋爪大三郎2003 …一九七―二〇〇頁

(84) 公共性を「啓蒙」の理想と関連づけるカントにとって、理性の公共的使用とは、自らが属している特殊な共同体の利害やその共同体の中での自分自身の立場に拘束されることなく、「本来の意味での公衆」の立場で思考することである。それは完全に開放的な公衆の立場、すなわち世界市民の一員として思考することに他ならず、普通は「公共的」とみなされている思考様式、例えば公職にある者が公共体の利害のために思考することを、カントは理性の「私的」使用の方に含めている。「公務員の思考が私的であるのは、それが、特殊な公共体——政府や自治体——の利害に準拠しているからだ」(大澤真幸2002c)。「公共性」の条件(上)——自由と開放性をいかにして両立させるのか『思想』一〇月号…五頁、以下、大澤真幸「公共性」の条件」は、(上)を大澤2002c、(中)を大澤2002d、(下の1)を大澤2003a、(完)を大澤2003bと表記する)。

(85) 千葉一幹2003…四二頁

(86) 大川正彦1999 『正義』(岩波書店) v頁

(87) Sen, Amartya 1999 *Reason before Identity: The Romanes Lecture for 1998*, Oxford U.P. 2003 『アイデンティティに先行する理性』(関

西学院大学出版会) 一―三頁

(88) 大江健三郎はウソをつかない人の条件として、「ウソをつかない性格」や「ウソをつかない決意」の他に、「ウソをつかない力」を指摘する。神仏に対する信仰の持ち主以外でも、自分のなかにある「大切なあるもの」、すなわちこれまで会った先生や家族や、先輩、友人のなかに、あの人に対して恥ずかしいことはできない、と思う人(第三者)が具体的に存在するはずであり、大江は、「小さいことであれ、自分がウソをつきそうになる時、ほんの短い間でいい、口をつぐんだままでいるのです。そして、あの人がいま自分を見つめているとして、このウソをついていいか、と考えてみる」ことの大切さを説いている(大江2003 『新しい人』の方へ)(朝日新聞社) 八八―九八頁)。

(89) 心理学者によれば、われわれは日常生活において、一日平均二〇〇回(八分に一回)ウソをついているらしい(有倉巳幸2003 『ひとにへ取り入る』心理学 好かれる行動の技法』(講談社現代新書) 八三頁)。ウソの多くは、受け手である相手にとって「見破れない」ものであるからこそ、われわれは対面を守ることができる。実際、ウソが簡単に見破れるような社会は、心に思ったことが

相手を傷つける機会が多くなり、大変生きにくいことは確かである(例えば、佐藤マコト2001—2003『サトラレ 1—5』(講談社モニングKC)を参照)。

また、虚言(嘘)や秘密(隠蔽)が社会関係の形成において果している積極的な意義については、菅野仁2003『ジンメル・つながりの哲学』(NHKブックス)第五章を参照のこと。ジンメルが鋭く指摘するように、われわれは自分を他者にさらさなければ他者とコミュニケーションできないのだが、「完全に知っているものは信頼する必要はないであろうし、完全に知らないものは合理的には信頼することができない」のである。

(90) Sen 1999 = 2003 : 11頁

(91) 千葉一幹2003 : 四二頁

(92) 内田樹2003『子どもは判ってくれない』(洋泉社) 八頁

(93) 内田樹2003 : 九頁

(94) 作田啓一1981『個人主義の運命——近代小説と社会学』(岩波新書)を参照。

(95) 内田樹2003 : 一〇頁

(96) 浅野俊哉2003「〈群衆—多数性〉の危機と倫理をめぐって」『社会思想史研究』No 27 (藤原書店) 九一頁

(97) 浅野俊哉2003 : 九一頁

(98) 清水博2003『場の思想』(東京大学出版会)を参照のこと。

(99) 土井健司2003『キリスト教を問いなおす』(ちくま新書) 二二〇五頁

しかし、スピノザは、たとえ「隣人を愛すること」や「他人の権利を自分の権利と同様に守らなければならないこと」を呼びかけても、「感情に対してはほとんど効なしである」(『神学・政治論』)という事態を前提に政治論を構想している。共同体の構成という主題は、その発生の機序だけでなく、そうした共同体を維持し、成員の活動力の増大を保障するシステムの具体的な構築プロセスや現実化の契機の探究にまで進んでいく必要がある(浅野俊哉2003 : 九二頁)。

これに対して、「われわれが唯一恐れるべきは、恐怖そのものである」というフランクリン・ローズベルト大統領の言葉を前著『恐怖』で引用したドーリア・ジュニアは、問題の根源にある「恐怖」から生まれる「憎悪」の連鎖(悪循環)を断ち切ることができるとして、(1)明確にする、(2)共感する、(3)伝える、(4)交渉する、(5)教育する、(6)協力する、(7)冷静に見る、(8)追いつめられな

い、(9)敵のふところに飛び込む、(11)復讐ではなく正義を求める、といった「憎しみを根絶するための10の戦略」を提言している(Dozier, Jr., Rush W. 2002 *Why We Hate: Understanding, Curbing, and Eliminating Hate in Ourselves and Our World* Ⅱ 203「人はなぜ「憎む」のか」(河出書房新社)四五―四九頁)。これらはスピノザが要請しているような、成員の道徳的な感情の表出とは「無縁」の仕組みについて、きわめて有益なヒントを与えてくれる。

(100) 以下の記述については、宮台真司2003「M式社会学入門」⑤ 「社会システム」とは何か」『経』九月号(ダイヤモンド社)二九―三二頁を参考にした。

社会システム理論を含めたシステム論とは、「ある種の変化や状態を、自己言及的に維持しているもの」を説明するための理論である。「自己言及的」とは、ある状態の原因がその状態自身であるような状況のことであって、システム論的枠組においては、原因や歴史が問われることがない。つまり説明に必要とされるのが、「システムを構成するいくつかの要素と、それが作動するための条件」だけであるために、「個人の固有性」や「セクシュアリティ」、あるいは「言語の獲得」といった、人間において普遍的かつ一回限りの不可逆的な出来事(過程)を記述しえないことが、システム論が抱える固有の難問となる(斎藤環2003・一七三頁)。一般的に「システム」と呼ばれるものには、システムを構築する要素として「人間」が組み込まれている。しかし、その人間は単に人間一般であればよく、いまここに生きているかけがえのない「この私」の存在が(システム要素として)要請されているわけではない。「この私」は、システムの観察者としていわば括弧に入れられている。システムはそれをシステムとして把握しようとする視点をみずからの必須の要素として含むような「自己言及性」を内在させており、その「自己」とは、単に「再帰的に指示される本体」のことであり、「この私」というものを意味しない(森岡正博2003『無痛文明論』(トランスビュー)四四四・四四五頁)。

実際、人間に関する同時代的な常識においては、(a)自分の行動の本当の原因に、アクセスできないことがある。(b)そこでその結果)自分の行動を誤って偽の原因に帰することがある。(c)人の言動の原因について、本人よりも第三者の判断に特権を与えるということをも、私たちは結構している(下條信輔2006『サブリミナル・マインド 潜在的人間観のゆくえ』(中公新書)一三六四頁)。すなわち、「人は自分で思っているほど、自分の心の動きをわかっていない」ので、個々人は機能の上では、その人の内的状態を推測するために外的な手がかりに必然的に頼らなければならぬ外部の観察者と同じ身分になってしまう(同二〇頁)。確実性の根拠を専ら意識事実の明白な直観(本人の主観)に求める内在主義は、破綻を運命づけられているのである。その一つの理由は、評価や行為の正当化に際して引き合いに出される願望、欲求、愛好などは、価値や規範から絶縁された単なる内的事実ではありえず、

日常生活を規定している慣習や制度との関連においてのみ意義をもつ「すでに公共的な地平にある事実」だからである(同二九四頁)。

(101) 宮台真司2003…三二頁

(102) 古澤健2003『ドッペルゲンガー』(竹書房文庫)二五四・二五五頁

(103) 社会システムにおける「意味」とは何かを機能的に記述しておく(宮台真司2003…三二頁)、①意味は「示差的」で「恣意性」をはらんでいる。②意味は「地平」(恣意的概念分割セット)の選択を前提にした「主題」の選択(同一地平内の他項目の否定)という「二重の選択性」を可能にする機能を有する。③選択によって否定された他項目の全ては、消去されずに地平内に留まったままであり、選択された主題には「否定性」がプールされている。それゆえ、主題は他でもありえたという「偶発性」の様相を必然的に帯びる。④そうした意味の諸機能のために、全ての選択は「選び直し」の可能性を潜在させている。

(104) 例えば、一九九七年二月の行政改革会議「最終報告」第3章によると、「今日、公共性の空間は、もはや中央の官の独占物ではなく、地域社会や市場を含め、広く社会全体がその機能を分担していくとの価値観への転換が求められている」として、空間的拡散が指摘されている(坪郷實編2003…四頁)。

(105) 加藤哲夫2002『市民の日本語 NPOの可能性とコミュニケーション』(ひつじ市民新書)六・七頁

(106) 加藤哲夫2002…七七・七八頁

こうした「奴隷のプロگرام」を打ち破るために、加藤は次のような「ネットワークキングの三原則」を提唱している(同)。

- (1) 自分でできることは、自分だけでやらない
- (2) 他人に迷惑をかけることを恐れない
- (3) 一人だけではとてもできそうもないことをする

その他に、組織論の太田肇は「組織づくりの三原則」として、「《参加が任意である》こと、《活動分野が限定されている》こと、そしてできる限り《地域閉鎖的にならない》こと」を挙げている(太田2001『困い込み症候群——会社・学校・地域の組織病理』(ちくま新書)一七二・一七三頁)。同じく太田は、従来の「困い込み型」から「インフラ型」への転換をはかる地域社会の動きの例として、東京都の武蔵野市を挙げている(太田2003『選別主義を超えて「個の時代」への組織革命』(中公新書)一七七・一七八頁)。行政の末端として全市的に網羅された自治会・町内会が存在しない武蔵野市は、自主参加、自主企画、自主運営の

「自主三原則」を柱とした活動が展開されている。地理的に都心に近く人口の移動も激しい同市では「地理的にも時間的にも個人が制約されない、開かれたコミュニティづくり」を目指して、その実現のために「武蔵野市コミュニティ条例」が制定され、コミュニティを①「地域コミュニティ」、②「目的別コミュニティ」、③「電子コミュニティ」の三つに分類し、それぞれのコミュニティづくりに市が支援を行うことを定めている。①は市内の二六区分それぞれに設置されたコミュニティセンターを拠点に、施設の利用は「市内の住民に限定せず」広く一般に開放している。②は福祉、教育、スポーツ、文化などの「地域を超えた」活動を行う。また③は改めて説明するまでもなく、インターネット上などのコミュニティを意味する。

(107) 姜尚中編2003a『日米関係』からの自立 9・11からイラク・北朝鮮危機まで(藤原書店) 五五頁(キャロル・グラックの発言より)

歴史家のキャロル・グラックは、現在のアメリカの思考や行動、あるいは日米関係に対して強い拘束として働いている、(1)「覇権の習慣 *habits of hegemony*」、(2)「北の習慣 *habits of the North*」、(3)「国民国家の習慣 *habits of the nation*」、(4)「批評の習慣」という四つの習慣を挙げている(同四六―五五頁)。さらに彼女は、「批評だけでは十分ではありえません。現実に変化をもたらすことも必要なのです。信念を語るだけでなくそれを実践しなければなりません」(同五五頁)と述べ、それに対して賛同しつつ姜尚中は、内にいる人々は言うに及ばず、その外にいる人々にとって「アメリカ」とは何であるのかという緊要の問いは、「問いを発する人々の「ポジションナリティ」(positionality) によって万華鏡のように変化せざるをえない」ことを指摘している(同四六・六五頁)。

(108) Negri, Antonio 1998 ≡ 2003 『マルクスを超えるマルクス——『経済学批判要綱』研究』(作品社) 四二七頁(小倉利丸2003「日本語版解説」より)

(109) Negri 1998 ≡ 2003 : 四二七・四二八頁(同右)

メインバンク制などを正当化してきた(ゲーム理論を使用した)情報の経済学は、情報・インセンティブ・契約といった概念を組み込みつつ、プレーヤーの戦略合理性に基づいて制度の経済合理的根拠を「説明」してきた。しかし、理論モデルの応用について厳密なルールがないために、ゲーム理論は融通無碍に機能して、原初状態とゲームのルールの設定次第で、極端な場合には正反對の事柄でも「論証」することができる。このアプローチの前提となる契約理論においては、モデル設計者だけが超越的な「観察者」の立場に立って、「現にある」制度を事後的に跡づけるモデルを設定することができるからである。換言するならば、論証した

い事柄を証明(同じ事柄を合理化、あるいはその反対に批判)するために、モデル設計者がいかようにもモデルを設定することができるのである。このような恣意性に対する批判自体は何ら新しいものではなく、観察者が自ら論証したいことに合わせて *ad hoc* に原初状態とルールを設定してしまうという社会契約説の弱点(?)を、現代経済学が引き継いでいるにすぎない。問題なのは、モデル設計者が設定するルールの根拠がどこから来るのかという点であって、(所与とされる)ゲームのルールを決めるゲームのルールは一体誰が決めるのかというように、無限に遡及しなければならなくなる(金子勝2003・七七―七九頁)。複数解をもたらすナッシュ均衡においても、均衡論的枠組みであるために、その論理の内部に変化の要因が内在していないので、「よい均衡」から「悪い均衡」へ移行していくことはゲーム理論によって「内在的に」説明されえない(同七九頁)。

(110) 宮台真司2003・三二頁

(111) 三宅晶子によると、小学校一年生が使う「ノート」に「ないしょのはこ」というページがあり、その前のページには、子どもがウソをついたというエピソードがある。そのために、子どもの数だけいろんな「ないしょ」があつて当然であるのに、こゝでは、そういう「ないしょ」を入れた「はこ」を持つていること自体が、悪いことであると印象つけることになってしまう。そうすると結局、「ないしょ」がないかのようなフリをしなければならなくなる(三宅晶子2003「内心を乗つとる『心のノート』」『季刊 運動 <経験>⑨』(軌跡社) 五五頁)。「見えない「心」を実体化しつつ、見せていいものといけなものを覚えさせていく」「心のノート」における「明るい笑顔の羅列」によって、「嘘、欲望、怒り、悲しみ、嫉妬など、負の感情は、嫌われるものとして見せてはならない」とされ、「悩み・悲しみ・怒り・反対意見なき「前向き」で一心同体の集団の視覚化」が企図されている(同五四・五五頁)。

その他多くの問題点が指摘されている『心のノート』の内容で、「共通しているのは現存する秩序やルールを素直に受け入れて、感謝の心をもつべきであるというメッセージである。物事に対する懐疑精神や社会に対する批判精神にはふれられず、「従順さ」のみが重要視される」。しかも「道徳や愛情は、家庭から学校、地域、郷土へと同心円上に「自然に」拡大していき、最終的には「国」や「日本」へと行き着く展開になっている」(大内裕和2003・一三三頁)。「おほやけ構造」のグローバル化対応バージョンでもいふべき、露骨なまでに「古めかしくかつ強制的な」内容に暗澹とせざるをえない。

(112) Shkar, Judith N. 1989 "Liberalism of Fear," in Nancy L. Rosenblum (ed.), *Liberalism and the Moral Life* = 2001 「恐怖のリベラリズム」

『現代思想』六月号：一三三・一三四頁

- (113) 例えは、後にもとり上げるが、Simmel, Georg 1908 *Soziologie: Untersuchungen über die Formen der Vergesellschaftung*, Duncker & Humblot, Berlin 1994 『社会学(全二卷)』(白水社) 上巻第5章「秘密と秘密結社」を参照のこと。
- (114) Negri 1998 203: 1131、1134頁
- (115) これは山室信一による画期的なアジア論(山室 2001 『思想課題としてのアジア 基軸・連鎖・投企』(岩波書店))に触発されたものである(特に序章)。
- 「投企」としてのアジアというアイデアは、姜尚中や李鍾元、和田春樹などによって提唱され、近年とみに注目されるようになった「北東アジア(東北アジア) 共同の家」構想とはほぼ重なり合っている。姜尚中 200b 『日朝関係の克服』(集英社新書)や和田春樹 2003 『東北アジア共同の家 新地域主義宣言』(平凡社)、青木保ほか編 2003 『アジア新世紀8 構想』(岩波書店)などを参照のこと。次稿で詳述する予定だが、これは国際関係論やアジア学といったジャンルに止まるロードマップではなく、日本の地域社会におけるメンバーシップ問題(在日外国人や移民との関係など)をも規定して、われわれ自身の他者との共生の決意の有無、あるいはその実践の質を問うものである。
- (116) 山室信一 2001: 211、213頁
- (117) 太田肇 2001: 26頁
- (118) 太田肇 2001: 27頁(鳥越皓之 1994 『地域自治会の研究』(ミネルヴァ書房)を参照)
- (119) Hirschman, Albert O. 1970 *Exit, Voice and Loyalty: Response to Decline in Firms, Organizations, and States*, Harvard U.P. 1975 『組織社会の論理構造』(ミネルヴァ書房)を参照のこと。ただし、日本の場合は、住民がよりよい行政サービスを求めて(例えは、住基ネット)反対論者が国立市や矢祭町に)移動することで、自分の選好を表明する(exit)という前提を置くことは困難であるため、各自治体の責任が「相対的に」重くなる。また住民をふくめた地方政治の構造が、ステイヴン・リードのいう「分配政治 distributive politics」のままであるために、中央への依存や内部対立の回避といった同調型の行動原則に変化をもたらさないのである。
- (120) 『朝日新聞』二〇〇三年六月一〇日夕刊
- (121) こうした白装束騒動に似た社会的機能を果たしたものに、近年では、オウム事件やサッチー騒動、タマちゃんブームなどが挙げられる。昭和十一年の二二六事件と阿部定事件以来の、疑似イベントによる隠蔽と忘却という劇場型の仕掛けはますます巧妙になっ

ている。しかも白装束騒動が終息した後、代わって登場したのが、東京・お台場に展示された北朝鮮工作船(「不審」船!)なのである。

(122) 水谷雅彦2003 a・一一八頁

(123) 二〇〇二年七月に東京地裁に提訴された住基ネット差止訴訟においては、憲法一三条が保障しているプライバシー権を冒すものとしての検討が先行したが、東京での第二次訴訟では地方分権との整合性という論点も提出されている。しかし、弁護団によれば、「理論構成はまだまだ未熟である」。また第一次訴訟は、国の他に地方自治情報センターと原告個々が住民票を置いていた都道府県および市区町村を相手取っていたが、「市区町村はむしろ被害者なのではないか」とする意見が強まり、第二次訴訟では被告から外している(斎藤貴男2003 b「住基ネット」監視社会へのステップ)『分権の光 集権の影——続・地方分権の本流へ』(木佐茂男・五十嵐敬喜・保母武彦編著、日本評論社)一一・一二頁)。

(124) 太田肇2001・73頁(斎藤貴男2003 b・一一三頁)

(125) 河村和徳2003「地方政治」『アクセス 日本政治論』(平野浩・河野勝編、日本経済評論社)第10章・二二七頁

(126) 『ガバナンス』二〇〇三年八月号は「自治体の個人情報保護」を特集し(一七―四四頁)、自治体職員の意識改革を説いている。自治体のプライバシー保護最前線の取材レポートでは、埼玉原草加市、新宿区、奈良県橿原市、国立市などの中にあつて、過去の紛失事故や流出事件を教訓にして個人情報保護施策を強化している仙台市や京都府宇治市もレポートされており興味深い。しかしながら、自治体の積極的な取り組みなくして、住民の信頼が得られないことは確かであるが、個々の自治体のセキュリティ強化だけでは、「住基ネット」のシステム上の問題は決してクリアされないはずである。個々の内部のみの施策の精緻化に邁進して埋没することは、「アライバイ証明」(奥津茂樹・二七頁)との疑念を抱かれても反論できないだろう。

(127) 例えば最近のものとして、本間正明・金子郁容・山内直人・大沢真知子・玄田有史2003『コミュニティビジネスの時代 NPOが変える産業、社会、そして個人』(岩波書店)を挙げておく。しかしながら、第2章「NPOで働くこと」(以下、玄田有史2003)は、フリーターや引きこもりなど「コミュニティから切り離された人々」への冷静な目配りもあつて、きわめて説得的である。

(128) 太田肇2001・四一・四二頁

(129) 渡辺浩武2002『ひらきこもり』のすすめ——デジタル時代の仕事論』(講談社現代新書)一八九頁

(130) 安易な批判めいた語り口は、二〇〇三年公開の『踊る大捜査線 THE MOVIE 2 レインボーブリッジを封鎖せよ!』(監督本広克

行)や『ゲロッパ!』(監督井筒和幸)における監視カメラ網や住基ネットといった監視社会の表象のごとく、陳腐で無残なものとなってしまふ。実際には、漠然としたセキュリティへの不安を蔓延させる機能しか果たさないとと思われるが、スピルバークの『マイノリティ・リポート』(二〇〇一年)に典型的にみられるようなシステムをめぐる聖俗論の構図(ストーリー)が明確に浮かび上がっている点が興味深い。両作品における「会議室/現場」や「ヤクザや役人・政治家といった」プロ/堅気」といった構図も、「完璧な聖システム/不条理な俗世間」の裏返しである。井筒作品に散見される「TV出演する素人」(『のど自慢』)や「モノマネ芸人」といった存在が、こうした構図への批評を感じさせるものの、「人情」とは切り離された利便性によるシステムへの依存がある程度確保されれば、システムへの信頼(聖性)が事後的に付与される結果、「システムは信じられる。信じられないのは世俗的な人間だ」という「神なき時代」の倒錯したロジックが構築されることになる。そうなれば、たとえトラブルが起ころても聖なるシステムが関知しない領域での「出来事」にすぎなくなる。こうした電脳管理社会が生み出す新たな聖俗論については、野村一夫2002「ネットワークの臨床社会学(第7回) 聖俗論——情報システムを信じるということ」『猪瀬直樹の新・日本国の研究』(<http://www.japanknowledge.com/inose/ronsetsu.html>)を参照のこす。

(131) Simmel, Georg 1917 *Grundfragen der Soziologie: Individuum und Gesellschaft*. = 1979 『社会学の根本問題——個人と社会』(岩波文庫) 一三〇頁

(132) 宮島喬2003『住民の責任』『現代日本人の生のゆくえ——つながりと自律』(宮島・島蘭進編、藤原書店) 8..三六一頁

(133) 制度的に定められたルールの中で、さまざまなアクターが参加するゲームとして地方政治を捉えることができる。国際比較からみても、地方の政策出力に大きな影響力があると考えられているのは、①地方政府が置かれている社会環境や経済環境、②住民がもつ政策選好や、政策争点に対する意見分布、③利益団体の政治的圧力、④地方官僚の行動様式、⑤政党の動向や政治的イデオロギー、⑥選挙で選ばれた代表者の政策選好の六つである(Miranda, Roman A. and Walzer, Norman 1994 *Growth and Decline of City Government in Clark, Terry N.(ed). Urban Innovation: Creative Strategies for Turbulent Times*, CA: Sage, pp.146-166)。政治的アクターの影響力は相互作用的であり、複雑に関係し合って政治的決定が行われる。住民は選挙以外にも様々な回路を通じて直接的に政治に参加することができ、空間的なアクセスの容易さによって政治家等とのコミュニケーションもとりにやすい。ローカルな地域は、住民の意向が「相対的に」反映されやすい環境にあるといえる。

(134) 玄田有史2003..八七頁

(135) 本間康平 2003 『居住地域の生活』『現代日本人の生のゆくえ——つながりと自律』(宮島喬・島蘭進編、藤原書店) 5:230—266頁

(136) サツセン的な「都市分極化」仮説が日本の文脈に接合できるか否かに関わらず、へ警鐘モデルとしてアングロサクソン圏の事例を検討することはきわめて有益である(園部雅久 2001 『現代大都市社会論』(東信堂)を参照)。「旧住民」と「新住民」との軋轢は生活の場としての都市の空洞化をもたらし、その極限的な形態としては、「サバービア(郊外)」と「都市」の深刻な対立に行き着きかねない。両者の間に深まる溝は、J・G・バラードの小説のごとくセキュリティに取り憑かれたパラノイアを生み出し、「サバービアが自動的に安全を意味する時代は終わりを告げ」て、敷地をフェンスや壁で囲い、出入口にゲートを備えた「城壁都市」ゲートテッド・コミュニティ gated community」が出現することになる。アメリカでは二万(三〇〇万戸以上)に達しているといわれているが、開発業者が不動産価格を高めるためにゲートを設置しているライフスタイル・コミュニティ(退職者や家族レジャー向け)やブレスティージ・コミュニティ(セレブや金持ち向け)とは異なり、セキュリティ・ゾーン・コミュニティは増加する犯罪に対して住民たちが自らの安全を確保するために自らの意思でコミュニティを要塞化し、部外者を締め出したリ、出入りを制限している(大場正明 2003 『セキュリティに取り憑かれ要塞化する郊外』『わからなくなった人のためのアメリカ学入門』(洋泉社)六八一—八〇頁)。cf. Blakely, E.J. & Snyder, M.G. 1997 *Fortress America*. Brookings Lincoln.

アメリカの城壁都市の住民が安全を手に入れる一方で、周囲に危険が拡散するという「城壁」の中だけの安全」の問題点に関して、「堀の中が安全な分、周辺が狙われている。コミュニティの住民は外の世界に無関心だ」と郡警察の担当者が話し、「治安への危機感を外の住民と共有しない。それが地域の分断に拍車を掛け、社会不安を招く」とニューオーリンズ大のメリー・スナイダー準教授が指摘している(『読売新聞』二〇〇三年九月二十九日)。また、昔ながらの街並みに、高層マンションがそびえる東京・中央区の佃地区でも、新旧住民の意識に温度差が生じていることなども報じられている(同)。

土佐弘之によれば、近代主権国家のシステムそのものが、「血と土」といった生来の帰属原理によって人の移動の範囲をも含めた能力(さらには運命そのもの)が決定される「グローバル・アパルトヘイト体制的な性格」を本来的に有しており、「国家の逆機能」、特に国家による著しい人権侵害や、非合法移民の安全保障問題化(securitization)とも連動しつつ、「動ける人と動けない人との差」を拡大させている(土佐 2003 『安全保障という逆説』(青土社)三六二—三六三頁)。実際に、アパルトヘイト体制に終止符を打ったはずの南アフリカにおいても、歴史的な経路依存の側面や法の力によるのではなくて、過酷な市場の力によって、「最

も安全な地域から最も危険な地域にわたるグラデーションをつくる形で、アパルトヘイト的な再配置が進められている」(同三六二頁)。すなわち、裕福な白人層は治安が悪化したヨハネスブルグから郊外の要塞化した住宅地(もしくは海外)へと消え、都市そのものが空洞化し、その中に危険地域と承知しつつ、なおもモザンビークなどの近隣諸国から人々が流入している。彼/彼女らは犯罪的な暴力の対象や現地住民の不満のはけ口として非道に扱われる一方で、彼らを危険な侵入者としてステイグマ化した上で排除しようとする「新たな境界再設定の動き」が進められているのである。しかしながら、現在日本で進行しているインナーシティ問題は、欧米諸国や南アフリカなどのそれとかなり異なった性格を持っている。最も大きな違いとしては、①問題の中心は移民労働者の集住問題ではなく、急速な高齢化の進行、②地権の細分化と入り組んだ所有権の構造、の二点が挙げられる(金子勝2001・一七八頁)。

(137) 社会学者の五十嵐泰正は、観光産業と公的言説によって創出された商品としての静的な「下町」イメージとは異なる、きわめて

流動性に富む実体としての「下町」を提示している(五十嵐2003「グローバル化の中の「下町」『現代思想』五月号)。実際の東京東部低地地域は、東北・信越・北関東などの地域から流入する人口を絶えず抱えてきた場所であるために、特定の土地に代々根付いてきた「アーバン・ヴィレジャーズ」ばかりがその住民ではない。「下町」における人と人との強固な結びつき(という信憑)は、出郷者たちによって二次的に仮構された結びつきなのである。五十嵐は、「出稼ぎ外国人が流入してくる形で下町が諸国の「掃きため」になりつつあるのは、下町が健全に機能していることを示している」(同二三四頁)と指摘し、現在、上野などの下町が問われているのは、「グローバルな「後背地」からやってくる「どこのナニモンかわからない」人々を、かつての東北や信越からの出郷者たちと同じように包摂できるまでに、「下町」というアイデンティティが本来備えていたはずの寛容さとしなやかさを、鍛えなおすことができるかどうか」であり、対立的な認識やお題的な共生の呼びかけではなく、「下町」というアイデンティティそのものを内在的に見直すことができるかどうか」に下町の未来が賭けられていると説いている(同二三五頁)。

(138) 本間康平2001・二六六頁

ジンメルはその「異邦人」論において、「異邦人」とは、「今日訪れ来て明日去り行く放浪者」ではなく「今日訪れ来て明日もとどまる者」であるとし、単なる「旅人」や真の意味での「住民」ではないとする。集団に完全には包摂されない帰属の中途半端さが、「異邦人」の性格を規定しているのである(Simmel 1908 II 94 下巻:二八五―二九二頁)。そうした性格ゆえに公平や客観性という能力をもつことができる「異邦人」のあり方に、個人と集団の関係をめぐる普遍的な問いの答えが隠されているのではないか。

「個人が自由であり、かつ独特である、またそれでいて社会が有機体として統一を保っている」といった個人の全体性と集団の全体性との理想的調和の姿を、「異邦人」と集団とのかわりに見出せるのである(早川洋行2003『ジーンメルの社会学理論 現代的読解の試み』(世界思想社) 一六六・一六七頁)。

社会学者の本田由紀は、社会的ひきこもりやフリーター、若年失業者など「コミュニティから隔絶された人々」が社会問題としてとり上げられされ、批判されがちな現代の若者のおかれていた状況を「そのままでは相互に孤立した、砂のようにバラバラの存在」と表現し、「個別であり相互に異質でありつつも、互いを尊重し協働することは可能なはず」として、「風通しのよいネットワークのような結びつきを形成してゆくこと」の大切さを説いている(玄田有史2003・八八・八九頁)。

このような行論によって目論んでいるのは、現在進行中の「平成の大合併」に対する批判的言説の再組織化と活性化である。それは具体的には、政府機構として制度化されている「大きな自治」(市町村に特別区を加えた基礎自治体)の内外に存し、多様な緩やかな地縁性をもつ地理的な、または基本的には会員制で分野別の自治組織(Ⅱ「小さな自治」)の可能性の追求となる。「昭和の大合併」時に多用された合併前市町村を単位とする選挙区制度との関連が指摘されている自治体内自治組織(いわゆる「地域自治組織」)は、単なる規模と財政効率の関係ではなく、規模とデモクラシーというきわめて古典的かつ重要な問題を提起しているといえる(例えば、今井照2003「市町村合併に伴う選挙区制度設置と自治体内自治組織論」『自治制度の再編戦略』(日本地方自治学会編、敬文堂)を参照)。しかしながら、地方制度調査会の中間報告において制度設計されている「地域自治組織」の性格は、帰属を強要する全員加盟制の地縁的組織として自律性を当初から奪われており、あたかも機関委任事務制度が復活するような組織関係に位置づけられ、住民自治の拡充にはつながらない可能性がきわめて高い。

(140) Bellah 1985 = 1991 : vii頁

(141) Eisenstadt, S.N. 2003 「軸文明と非軸文明——比較日本文明論——」『思想』九月号・八〇頁

(142) 原武史2003 『皇居前広場』(光文社新書) 第六章

(143) 前田雅英2003 a 『日本の治安は再生できるか』(ちくま新書) 一〇四頁

(144) 木庭顕2003 『現代日本法へのカタバシス第2回 都市の構造と公法の基礎…その1』『法学教室』五月号(No.260) (原武史2003・二四

四・二四五頁から再引用)

(145) こうした「公共性」の(差し当りの)定義については、大澤真幸2002cを参考にした。

例えば、音楽批評家の平井玄によれば、「大繁華街では、企業と、企業のモノを買う消費者、通行人、会社員だけがいればいい。それ以上の者が何かパフォーマンスすると、すぐにだれか飛んでくる」(『朝日新聞』二〇〇三年一〇月七日)。平井が述べているように、たくさんの出来事(イベント)の中から、一体どのような音(あるいはノイズ)を「事件」として聴き取るのか、という選択には、(それが意識的であれ無意識的であれ)「否応のない生き方が賭けられている」のである。「一見何の音もせず出来事も感じられないような所に、かすかに響く重層低音を聴き取ること」(平井2001『暴力と音 その政治的思考へ』(人文書院)二七一頁)。

(146) 高澤秀次2003・第2章

(147) 高澤秀次2003・四六頁

(148) 高澤秀次2003・五一・五二頁

(149) 「嫌なことがあると「特攻隊の気持ちになってみる」と自分に言い聞かせている」と嘯く小泉「純」一郎もまた、へ構造改革」に対するストイックな求道者イメージを演出している。この(へ構造改革)こそが「内実の定かでない何ものか」であり、山家悠紀夫が批判しているように、「そこに存在するものなら何でも「構造」とされ、それを変えようとすることは何でも「改革」とされる」ような、「きわめて幅広い、そしてあいまいな、要するに何でもその概念の中に取り込める言葉」であり、逆に、「何のために、どの方向に向けて改革するのであるか」についての「方向性のなさ」がこのまったくの空語が幅広く受け入れられている理由になっている(山家2001『構造改革』という幻想 経済危機からどう脱出するか(岩波書店)「はじめに」)。「このことは、一時的なものでない、表面的なものでない何か——「構造」と表現される何か——に問題があると感じている人々を「構造改革」という言葉を使うことによって取り込むことが可能になることを意味する。全く別の理由で、全く別の方向への「改革」が必要であると考えている人をも仲間のごとくできるのである」(同ix頁)。

日本社会における「圧倒的に抗し難いまでの単純化の傾向」を批判する徐京植は、「その単純化の論理は、つねに既得権を持っている人、すでに多数派である人の側に利している」ことを鋭く指摘している(徐2003『秤にかけてはならない 日朝関係を考える座標軸』(影書房)一五二頁)。「……われわれの抱えている問題は複雑すぎるし難しすぎる。しかし、その複雑で難しいことを理解すること、それへの想像を及ぼすこと、自分には分かっていないかもしれないということも捨てないということ、それが大事なんです」(同二六四頁)。

公的年金など具体的な制度をめぐる議論をする上でも、過度の単純化の弊害はきわめて大きい、官僚らが必要な基本情報を

誰にでもわかる形で開示しようとせず、制度が複雑すぎて実態が把握できないというのもさらに問題である。「年金官僚たちにとっては、そのほうが都合がいいからである。年金制度が曖昧模糊として、つかみどころのない、理解不能の制度である限り、年金官僚たちの意図する方向に容易に世論を誘導でき、都合のいい制度運営が可能になる。だから、彼らは肝心の情報をあえてクリアな形で開示しないのだろう」(岩瀬達哉2003『年金大崩壊』(講談社)二頁)。

(150) 高澤秀次2003…五九頁

(151) 高澤秀次2003…六〇頁

中条省平は、近代的「内面」の絶対化の果てに発見される『こころ』(という小説そのもの)の虚しさや悲惨さに、日本の近代の歴史と文学の双方を照らしたす悲劇の意味が宿されているとして、以下のように述べている(中条2002『反II日本文学史』(文藝春秋)二六頁)。「つまり、内面が絶対であるとするならば、外面にあらわれる行為は意味を失い、内面から外に出て、他者に伝えられるべき言葉は無力となる。『こころ』には、じつは言葉を信じない日本人の宿痾があらわれている。さらに先走ってつけ加えておけば、この言葉の無力は、戦争と軍隊を禁じる言葉をもちながら、戦争も軍隊も禁じることのできない戦後の日本国憲法において極まることになる。国のあり方を規定する最高法としての言葉がみずからの言葉の無力を日々露呈する現代日本のすがたこそ、内面を特権化した日本近代文学の袋小路と呼応しあう政治的風景である」。

(152) 高澤秀次2003…六〇・六一頁

山本七平の「日本」学には、彼の両親(文之助と八重)の故郷である南紀熊野の一角を震撼させた大逆事件の影が色濃く見られる。実は、幸徳秋水と並んで主犯格とされ、逮捕・処刑された新宮の医師大石誠之助は、七平の父文之助の姻戚だったのである。「……誠之助の遺族・親族らは警察の要監視人となり、共同墓地に葬られた誠之助の墓に参る人があれば、警察はその氏名を中央に報告した。町では大石の名を出すのはもちろん、大逆事件のことを話題にすることさえ憚られた。他郷へ旅するときも、新宮の者だとわかれば宿を断られる例さえあったという。誠之助の親類縁者にとっては、身の置きどころもないような空気に包まれた故郷を出て、新天地を求めようとしたのも、将来を誓いあった文之助・八重の二人にとって、全く自然であったのではないか」(稲垣武1997『怒りを抑えし者——評伝・山本七平』(PHP研究所)四七頁)。大逆事件とその後の日本社会については、田中伸尚2003『大逆事件』紀州の人びとと現代(上・下)『教職課程』一〇・十一月号を参照のこと。

また、カントロヴィッツの「王の二つの身体」のごとく、最終的な決定審級としての天皇の死を乗り越えるために、不死の身体

としての王への信憑によって「不死の」制度を積極的に肯定する言説を産出することになった《漱石における「大逆」事件》という、きわめて論争的な問題提起については、絳秀実『「帝国」の文学——戦争と「大逆」の間（以文社）第七章を参照のこと。各人が絶対者（他者）と構造上出会い得ないとされる「日本」においては、絶対者を対象として把握し限定せずに「不死の」ままにとどめておく必要がある、絶対者が現れ出る「通路」こそが、真に有意義な神聖性をもつものとなる。しかし、最終的審級（神）の固定化を避けようとして、「不定そのもの」としての絶対者の「通路」を確保しようとする不断の意志的努力（いわゆる「滅私奉公」）自体が、逆にその「通路」を天皇に限定してしまうような事態を帰結したのである。「……絶対者の通路を天皇に限定することは、むしろ、人々から「不定そのもの」との出会いを奪い去ることになるのではないか。そこでは、個的な悲しみ苦しみは常にその存在を否定され、天皇が媒介する国家的な悲しみ苦しみのみが許容されることになる。しかし、もし、人々がみずから直接に「神聖性の母胎」である「不定そのもの」に出会うことがないとすれば、どうして不定性の通路としての天皇に神聖性を感じ取ることができよう」（近代日本思想研究会2003『天皇論を読む』（講談社現代新書）五三頁）。

(153) 高澤秀次2003…六一・六二頁

(154) 高澤秀次2003…二一八—二二二頁

(155) 宮台真司2003…三二頁

(156) いささか図式的な整理だが、スピルバーグの『マイノリティ・リポート』では、犯罪予防局に体现されている管理型権力は、時間的なオーダーや意味も不確定な、まさに物質の状態であるプレログたち（予知能力を持つがゆえに、現実に参加できない存在）に体现されているイメージ（映像）を、物体として一義的に管理しているとする。犯罪を犯すという確定された行為によって、犯罪者の同一性は物質的流通的に一義的に確定され、あとは生物的に生存させるだけという、きわめて物体に近い状態に還元され管理されている。まさに「選び直し」がきかない「現にある社会Ⅱ社会」が主題である（「選び直し」の主題は、最近では、スピルバーグがリメイク権を獲得した韓国映画『猟奇的な彼女』やステイヴン・ソダーバーグがリメイクした『ソラリス』など多くの作品に見られる）。物語自体は、管理システムがその管理主体である自分自身をオブジェクトとして管理しなければならぬハメに陥り崩壊する、という自己言及的な破綻とハッピーエンドめいた体裁で終わるが、実のところ全くハッピーエンドではない。実際にシステムが内包するイメージの混乱を体现するプレログは、システムから解放されたのではなく、人間社会から隔離されて、まるで鳥流しのような状態に追いやられているのである。

これは果たして岡崎乾二郎が評しているように、「完全にスピルバーグが、映画というフレイムの中に、プレコグたちに体現されていた映画の物質的な可能性を囲い込むことに失敗した破綻が表れている」(岡崎・倉橋克慎2003「帝国」の時代の〈知〉をどう生きるか)『國文學』八月号・二〇頁)という事態なのだろうか。権力と抵抗(自由)の布置が急速に変化しつつある現在(東・大澤2003や重田園江2003を参照)、統計プロファイリングで行動を分類し、空間配置上の行為の断片をプロットする犯罪捜査においては、個人の(特異な)パーソナリティーに踏み込んでそれを追体験する必要はなくなる。「あるかないか分からない」「内面」へと送り返すよりも、行動として実際に表れる「表面」だけを取り出して理解した方が都合がよいのである(重田2003・二五四頁)。よって、これまで臨床的の知が対象としてきた「本当の私」(プライバシー権が前提とする個人の自己所有権や、それを支える「一体となった自己」)は、もはや監視や管理の最終的なターゲットではなくなっている。映画監督さながらにイメージを編集する姿が流麗に描かれ、スピルバーグがユダヤ人としての自己を投影しているとも考えられる主人公(トム・クルーズ)のサバイバル劇の成功は、実は社会を構成する人間相互の「人間的な」配慮の喪失と裏表の事態だったのである。眼球をとり替えさえすれば他人になりすませることができるような社会においては、生き延びようとし生き延びえた「自己」とは一体どのようなものなのか。

(157) Every Little Thing [Rescue me] (Words: Mitsuru Igarashi)

ここで歌われているのは、「かなり気楽主義」「建て前のダイエット」「ルックス重視」「親のためにはいい子でいられるように努力しても空回り」などといった、「虚飾」と「虚礼」に振り回されている若い女性の本音の独白であるが、「本当はいくじなしの淋しがり屋」の彼女が、「そろそろ私バイかな?」と不安を感じはじめながら、「純粹な心は忘れずにいたい」と願っているのは、明らかに「擬態」によるクリシエがもたらす陥穽である。橋本治によれば、スタイルとは、単なる「表面上の見かけ」というニュアンスをもつものではなく、逆にスタイルの排除と不在こそが、自らの存在を消費行動とその商品によって埋めつくすという無限な欲求を招いてしまい、むしろ「流行」への無条件の追従をもたらししている。マスの産業的反復と結びつく資本(全体)と個人(個人主義)の二つの次元には還元できない、ある種の集合的主体の次元にこそスタイルは宿るのである(酒井隆史2003・一〇〇頁)。

《ピーコ ……だけど現実には大半の人が皆と同じじゃないと落ち着かないのよね。自分だけ目立つちゃいけないという、日本の教育が功を奏したんだろうけど、でも、心の底では「目立ちたい目立ちたい」と、思ってる——。

詠美 だから渋谷とか、局所的に「悪目立ち」ファッションが発生したりするんだろうね。ブランドとかヴェインテージとかに

対する、ちょっと怖くなるくらい執着も、そんな歪んだ自己顕示欲の表れかもしれない。

ピーコ そうね、欲望が屈折しちゃってるのよ。今は皆がいろんな格好しているように見えるけど、実はグループごとの情報源は1カ所だけじゃない？ そこから外れることは許されないうんと思う。

詠美 “着る” って、もつと自由で楽しいものだと思うけど、みんなが同じブランド品持ちたがるのとかって……。

ピーコ どこか強迫観念に駆られているような感じよね。……」

(山田詠美×ピーコ 2003 『ファッション ファッショ』(講談社) 一一頁)

(158) 森有正 1977 『経験と思想』(岩波書店)を参照のこと。

(159) 朝倉輝一 2003 「癒しとナショナリズム」『情況』一〇月号・一五六頁

(160) 今田高俊は、「ポストモダン時代におけるアイデンティティは、自己のなかに非自己を生み出すことで自己を確認するという、逆説的な自己言及過程のなかで形成される」と診断し、「世代生成型の公共性の原点」として「頑強でかつ可変的なアイデンティティ」をもつ必要を説いている(今田 2001・三三五頁)。今田によれば、「他者になる」ということは(よくありがちな)感情移入や追体験をすることではないし、自分を捨てることでもない。「あえていえば、関心をもった対象に心ひかれた際の「無私」(selflessness)の状態に近いものである。無私の状態とは、自分自身に近づくことであり、自分独自の力を発揮することである」(同二二二頁)。

(161) Habermas, Jürgen & Luhmann, Niklas 1971 *Theorie der Gesellschaft oder Sozialtechnologie : Was leistet die Systemforschung?*, Frankfurt am Main : Suhrkamp. 1987 『批判理論と社会システムの理論』(木鐸社)を参照。

(162) 朝倉輝一 2003・一五四・一五五頁

(163) Lyon 2001 11 2002・二六〇―二六四頁

(164) 河村一郎 2002 「訳者あとがき」(Lyon 2001 11 2002所収) 三〇七頁

(165) 菅野仁 2003・一四四頁